

令和2年度 第1回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会

日 時：令和2年11月30日(月)

10:00～12:00

場 所：静岡県産業経済会館 第3会議室

議事次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和元年度第三者委員会(現地調査)結果報告
- (2) 多面的機能支払制度の概要
- (3) 令和元年度全国の取組状況
- (4) 県内の取組状況(事業推進に関する課題と対応策)
- (5) その他

3 閉 会

多面的機能支払交付金第三者委員会 配付資料

(別添) 委員名簿

座席表

資料1 令和元年度第三者委員会（現地調査）結果報告

資料2-1 多面的機能支払交付金をめぐる情勢 〈農水省〉

資料2-2 令和2年度概算決定資料 〈農水省〉

資料2-3 令和2年度改正のポイント 〈農水省〉

資料2-4 令和3年度概算要求資料 〈農水省〉

資料3-1 令和元年度全国の取組状況 〈農水省〉

資料3-2 国の施策評価 〈農水省〉

資料4-1 県内の取組状況

資料4-2 取組面積拡大計画

資料4-3 課題と対応策

資料5 その他

(別添) ふじのくに美農里プロジェクト パンフレット

多面的機能支払交付金のあらまし（令和2年度版）

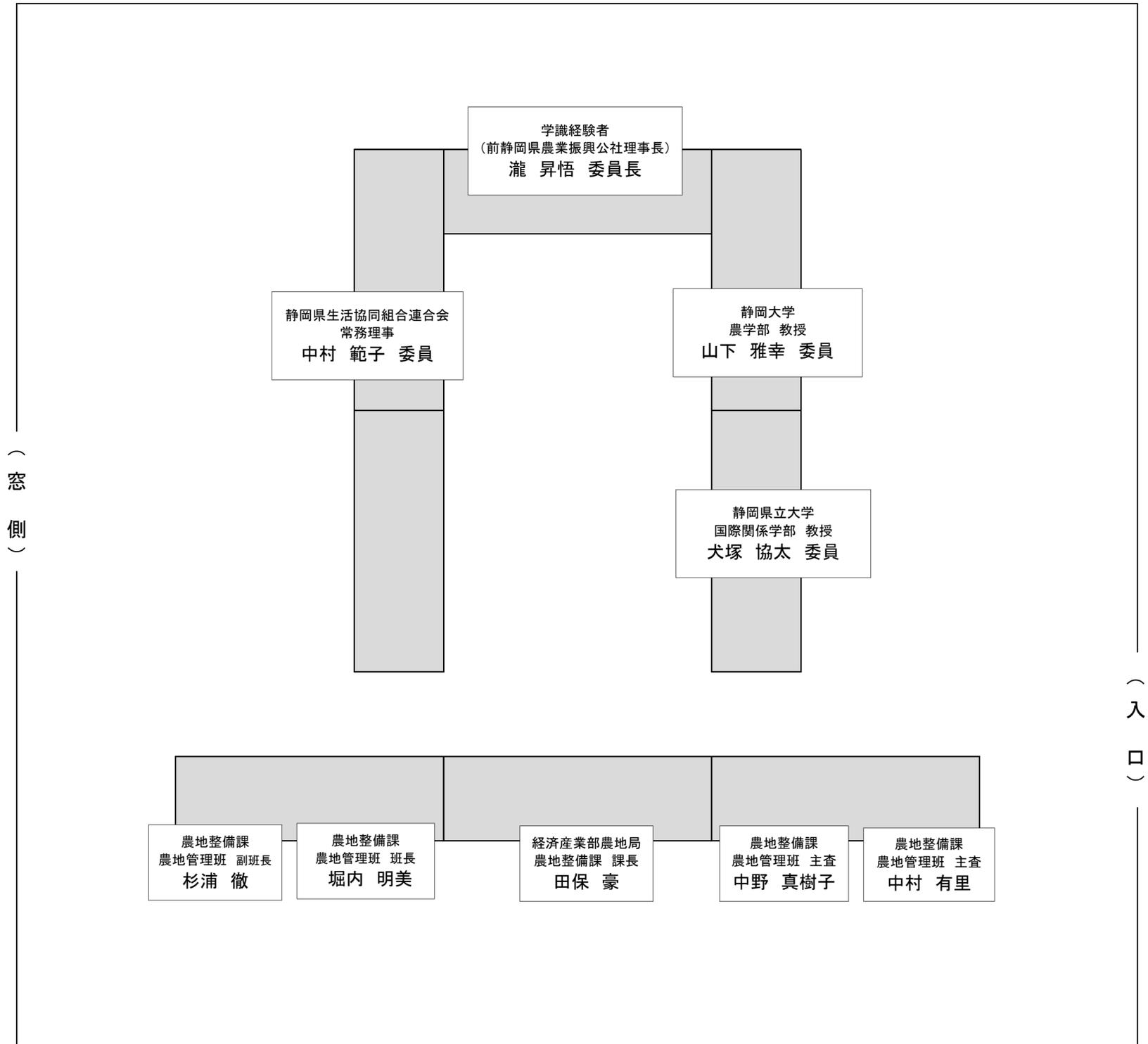
令和元年度 ふじのくに美農里プロジェクト 活動報告書

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿
 (五十音順 敬称略)

分野	氏名	現職	在任
男女共同参画	いぬづか きょう た 犬塚 協 太	静岡県立大学国際関係学部 教授	7年
農業者	さ の あつこ 佐野 敦子	有限会社佐野ファーム 専務取締役	2年
農業農村 (農業)	たき しょうご 瀧 昇 悟	学識経験者 (前公益社団法人静岡県農業振興公社理事長)	7年
消費者	なかむら のりこ 中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	6年
農業農村 (施設管理)	ぬまお かずのり 沼尾 一 徳	農林水産省関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 次長	0年
環境	やました まさゆき 山下 雅 幸	静岡大学農学部 教授	7年

令和2年度 第1回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 座席表

静岡県産業経済会館 第3会議室



令和元年度 第 1 回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会について

1 概要

令和元年度第 1 回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会を下記のとおり開催した。

日 時：令和元年 12 月 18 日（水） 12：10～16：00

内 容：事業取り組み地区の現地調査を実施

「いいな故里は、守ろう原睦み会」（富士宮市）

2 委員からの意見・提言

(1) 活動組織に対する意見

- ・農産物の収入だけでなく、様々な活動を組み合わせていくため、いろいろな人達とのかかわりが必要と感じる。
- ・中心メンバーの高齢化、後継者育成の困難さから来る活動力の低下が主要課題であると思う。若い世代を巻き込み、次世代の育成と会の活動がしっかりリンクする可能性を追求してほしい。
- ・白米コシヒカリを合単位で販売したり、使うシーンに合わせた内容量にする等の商品づくり、パッケージのデザインの工夫等をしてもいいのではないかな。

(2) 県・市町に対する意見

- ・JA や近隣大学など他団体との連携の促進等の制度改善の必要性を感じた。
 - ・住民と地域の応援団を結びつけるような人材の派遣を仕組むのがいいのではないかな。
 - ・事務業務の負担軽減、人材や組織とのパイプ役としての役割、情報発信の拡大など様々なサポートを行う余地が大きいと思われる。基幹メンバーの高齢化など活動継続の支障となる要因を軽減するという視点から、様々な支援体制を組んで対応することが大切であると思われる。
- 地域資源を保全・活用する活動を行う集落等を「美しく品格のある邑」として登録し、「持続可能な農山村づくり」に向けた支援を行っている。広報（SNSによる積極的広報「むらサポ」等）、協働（地域・福祉連携型農村共同推進事業等、「一社一村しずおか運動」等）、人づくり（アドバイザー派遣、「むらづくりワンストップ窓口」を活用した相談・交流の場づくり）を推進している。
- ・他の活動組織がどのように活動しているか、交付金が利用できるかが気軽にわかりやすく閲覧できる HP 等があると便利ではないか。様々な事例を多くの方に見ていただき、交付金が更に有効に利用できるようになることが望ましい。
- 県 HP に各活動組織の活動報告を掲載したほか、農水省が毎年発行している「多面的機能支払交付金のあらまし」に一般的な QA が掲載済み。また、市町を通じて県へ相談できる体制を整備済み。
- ・スマート農業の活用、省力化できる技術の開発が必要と感じる。
- ICT 水管理システムの効果を広く PR することで県内への普及拡大を推進している。更なる省力化を図るため、県が主体となって最先端技術の活用・実装に向けた実証研究を継続する。また、基盤整備と併せた「スマート農業」の支援を行う。

多面的機能支払交付金の5年間の取組と効果

高めよう 地域協働の力!



このロゴマークは、地域協働の心、農地・水の情景に彩られた多面体が農業農村の多面的機能をあらわし、それを地域の共同活動の手が守っているというデザインです。

令和元年11月6日

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課
多面的機能支払推進室
長山 政道

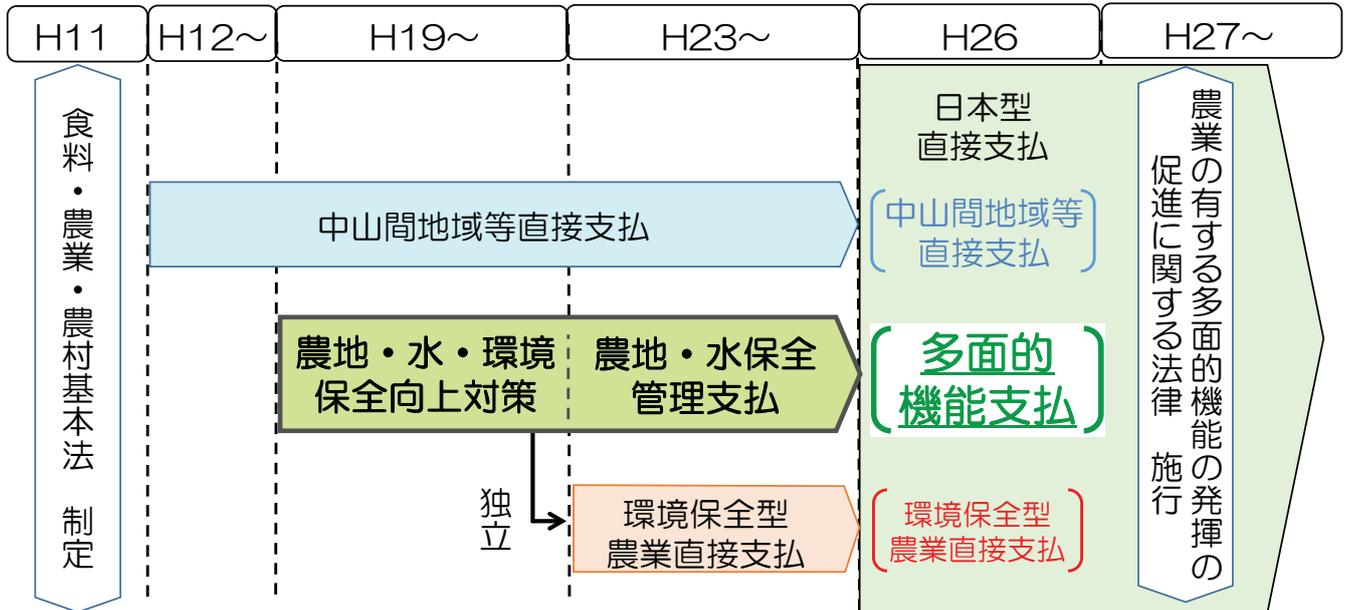
1. 農業・農村の多面的機能とは

1



金額は、日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)より

- 平成19年度～ 農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成26年度～ 日本型直接支払（中山間地域等直接支払、**多面的機能支払**、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 平成27年度～ 『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』に基づく制度として実施。



「多面的機能支払」の目的

農用地、水路、農道などの地域資源を適切に保全管理することにより、

- ①多面的機能を適切に維持・発揮、②担い手農家への農地集積を後押し。

(参考) 担い手農家への農地集積を後押し

対策前

規模拡大しようとする、水管理や農道補修が大変になるなあ...

鳥獣被害

雑草の繁茂、路肩の崩壊

農道

水路のひび割れ

農地は担い手に預けて、隠居するか、息子の元へ引っ越そうか...

このまま高齢化が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることにより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担

水路の泥上げ

道普請

多面的機能支払の導入

対策後

規模拡大しても水路、農道はみんなが守ってくれるのでありがたいなあ。預かった農地でしっかり稼ごぞ！

みんなで6次産業化に取り組むぞ！

農地は担い手に預けたけど、水路や農道はみんなで守ろう！

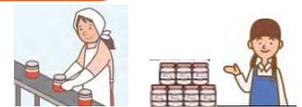
水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカプリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を拡げる

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,652 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域等直接支払 26,100 (26,091*) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

* 令和元年度予算は中山間地農業ルネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

環境保全型農業直接支払 2,451 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜政策目標＞

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

＜事業イメージ＞

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
 ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】 (円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加) ※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



項目	都府県	北海道	交付金(定額)
広域化した活動組織への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

高めよう 地域協働の力! 多面的機能支払交付金



令和2年度 改正のポイント



令和2年4月

農林水産省

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

災害時の交付金融通が可能となります

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通
対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、**早期営農再開が可能**となります。

翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

活動要件や項目、取組内容の見直し

資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

これまで

「57 医療・福祉との連携」

これから

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに

「機械の安全使用に関する研修」が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。

(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)

○共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。



役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

《「農村協働力の深化に向けた活動」加算措置要件》

農村協働力の深化に向けた活動への支援
 400円/10a等

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

- a**
- ・構成員のうち、4割以上が非農家
 - +
 - ・構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

- b**
- ・構成員のうち、4割以上が非農家かつ、**役員に女性を2名以上選任**
 - +
 - ・構成員の**6割以上**が参加する実践活動を、毎年度**2種以上**それぞれ別の日に行う

令和2年度改正

実践活動	参加割合	実施日	判定
水路の泥上げ 植栽等の景観形成活動	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 農道の草刈り	6割 6割	4/20 4/20	×
植栽等の景観形成活動 生物の生息状況把握	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 水路の泥上げ	6割 6割	4/20 6/20	×

! 複数の実践活動でないため×

! 複数の実施日ではないため×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます!

持越金についてその額の精査をお願いします

交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し、実施状況報告書にその使用予定を明記してください。**

実施期間終了年度末にあつては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

(様式第1-8号) (別添)

支出の部	内容	金額	備考
4.	次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	合計		

別紙

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
	計	円	

備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。
 多額な持ち越し(※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。



<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障が生じつつ**あります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し**していく必要があります。

多面的機能支払 49,100 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- 支援対象**
- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 支援対象**
- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
 - ・ 施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域等直接支払 26,800 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,465 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



63-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 49,100 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,498 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

<事業イメージ>

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等


農地法面の草刈り


水路の泥上げ


農道の路面維持

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等


水路のひび割れ補修


農道の窪みの補修


植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



【加算措置】 (円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 600 草地 80	320 300 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

令和元年度 多面的機能支払交付金の取組状況

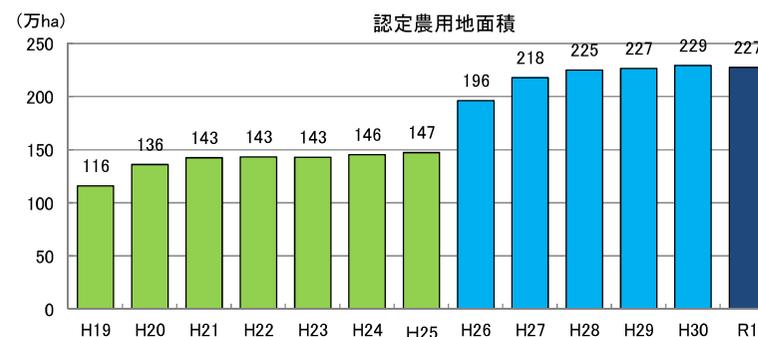
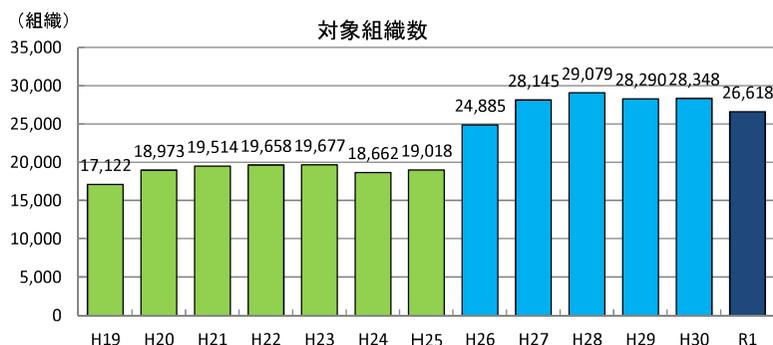
令和 2 年10月28日 (国第三者委員会資料より)

1. 多面的機能支払交付金の取組状況の推移

- 農地維持支払交付金(以下「農地維持支払」という。)は、全国1,437市町村において、26,618組織が約227万haの農用地を事業計画に位置づけ、活動に取り組んでいる。
(平成30年度と比較すると、活動の終期を迎えた約1.7万組織のうち、約1,300組織が休止したため、対象組織数は0.94倍、認定農用地面積は0.99倍)
- 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)(以下「資源向上支払(共同)」という。)は、全国46都道府県の1,295市町村において、20,923組織が約201万haの農用地を事業計画に位置づけ、活動に取り組んでいる。
(平成30年度と比較すると、対象組織数は0.94倍、認定農用地面積は1.00倍)
- 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上支払(長寿命化)」という。)は、全国47都道府県の885市町村において、11,134組織が約74万haの農用地を事業計画に位置づけ、活動に取り組んでいる。
(平成30年度と比較すると、対象組織数は0.96倍、対象農用地面積は1.04倍)

(1) 農地維持支払の対象市町村数、対象組織数、認定農用地面積の推移

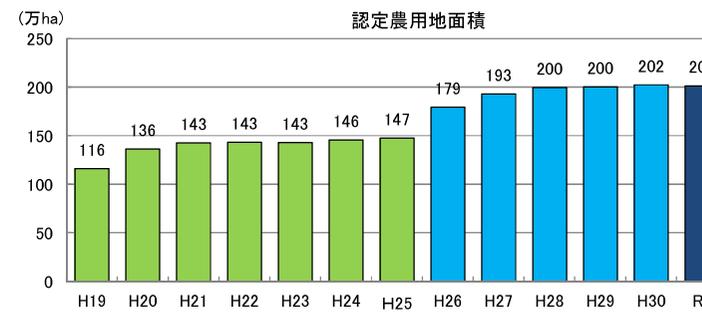
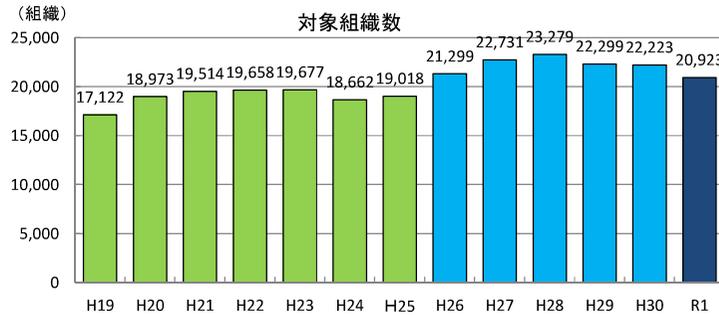
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 A	R1 B	参考:対H30 B/A
対象市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,325	1,404	1,422	1,429	1,434	1,437	
対象組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	24,885	28,145	29,079	28,290	28,348	26,618	0.94倍
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	685	760	807	853	899	947	1.05倍
認定農用地面積 (ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,961,681	2,177,554	2,250,822	2,265,742	2,292,522	2,274,027	0.99倍



※ H19~H22実績は「農地・水・環境保全向上対策」、H23~H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

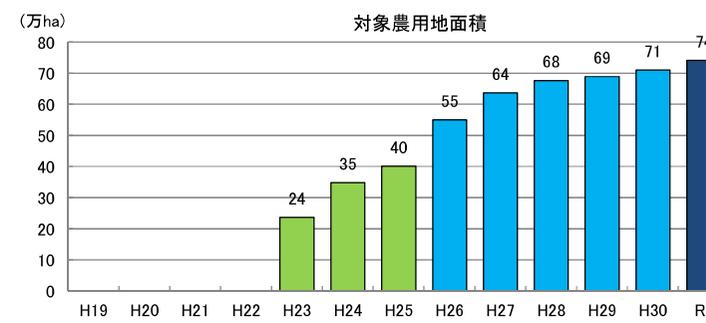
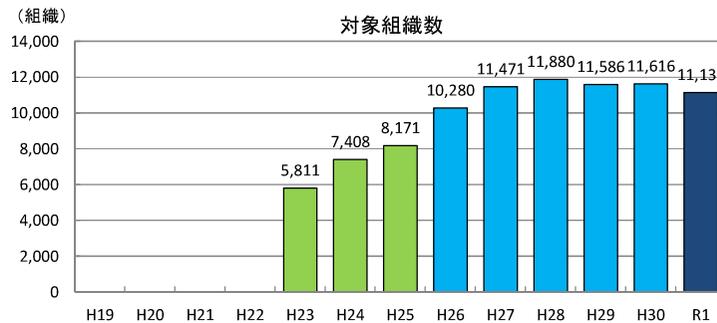
(2) 資源向上支払(共同)の対象市町村数、対象組織数、認定農用地面積の状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 A	R1 B	参考: 対H30 B/A
対象市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,247	1,271	1,286	1,284	1,287	1,295	
対象組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	21,299	22,731	23,279	22,299	22,223	20,923	0.94倍
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	646	704	747	786	832	877	1.05倍
認定農用地面積 (ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,792,816	1,930,358	1,996,037	2,001,220	2,023,175	2,013,793	1.00倍



(3) 資源向上支払(長寿命化)の対象市町村数、対象組織数、対象農用地面積の状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 A	R1 B	参考: 対H30 B/A
対象市町村数					626	697	736	831	873	879	869	871	885	
対象組織数					5,811	7,408	8,171	10,280	11,471	11,880	11,586	11,616	11,134	0.96倍
うち広域活動組織					-	257	282	401	483	529	575	616	686	1.11倍
対象農用地面積 (ha)					236,982	347,898	400,935	550,446	636,996	676,408	689,393	710,587	741,169	1.04倍



※(2)のH19～H22実績は「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。
 (3)のH23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

(参考)農地維持支払の都道府県別カバー率

- 令和元年度における農地維持支払の全国のカバー率は55%で昨年度から横ばいとなっている。
- 都道府県別のカバー率を見ると、福井県及び兵庫県が81%で最も高く、次いで新潟県が74%となっている。

農地維持支払の都道府県別カバー率

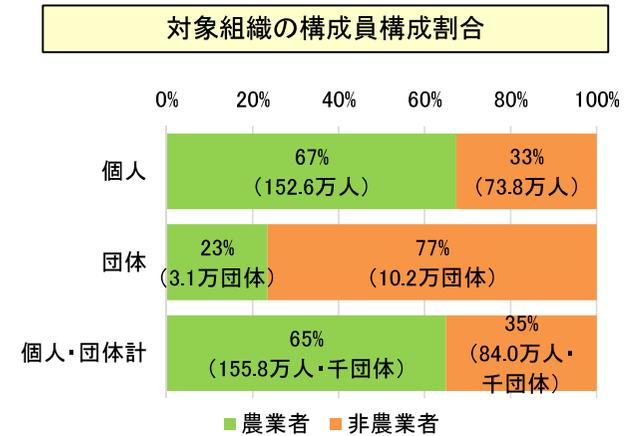
都道府県名	平成30年度 認定農用地 面積(ha)	令和元年度 認定農用地 面積(ha)	認定農用地 面積の増減	令和元年度 カバー率(%)	都道府県名	平成30年度 認定農用地 面積(ha)	令和元年度 認定農用地 面積(ha)	認定農用地 面積の増減	令和元年度 カバー率(%)
北海道	780,557	777,629	-2,927	67%	滋賀県	37,673	36,313	-1,361	72%
青森県	43,407	43,532	126	30%	京都府	15,473	14,850	-623	65%
岩手県	77,304	76,506	-798	50%	大阪府	1,615	1,651	36	35%
宮城県	74,267	73,957	-310	64%	兵庫県	50,997	50,182	-815	81%
秋田県	97,584	96,626	-958	66%	奈良県	5,832	5,573	-259	37%
山形県	85,306	83,813	-1,493	70%	和歌山県	10,071	9,072	-999	31%
福島県	64,728	64,981	253	46%	近畿	121,663	117,642	-4,021	64%
東北	442,595	439,415	-3,181	54%	鳥取県	16,394	16,070	-324	52%
茨城県	34,497	35,549	1,053	28%	島根県	22,776	22,624	-152	56%
栃木県	43,882	42,439	-1,443	42%	岡山県	15,671	15,903	232	27%
群馬県	17,684	17,516	-168	29%	広島県	19,222	18,440	-782	37%
埼玉県	16,345	17,048	703	27%	山口県	21,123	20,061	-1,063	50%
千葉県	31,929	32,555	627	34%	中国	95,186	93,099	-2,088	43%
東京都	32	32	-	2%	徳島県	10,717	10,341	-376	34%
神奈川県	1,180	1,051	-129	10%	香川県	13,844	13,362	-482	52%
山梨県	7,529	7,631	102	33%	愛媛県	16,440	15,514	-926	37%
長野県	42,616	43,413	796	45%	高知県	9,597	9,302	-296	32%
静岡県	14,686	14,219	-467	25%	四国	50,599	48,520	-2,079	38%
関東	210,380	211,454	1,074	33%	福岡県	39,812	37,814	-1,998	54%
新潟県	125,096	124,475	-621	74%	佐賀県	35,872	35,418	-454	68%
富山県	41,979	41,092	-887	73%	長崎県	15,696	15,397	-299	37%
石川県	26,113	25,874	-239	66%	熊本県	73,250	72,305	-945	62%
福井県	31,628	31,175	-453	81%	大分県	24,000	24,003	4	40%
北陸	224,816	222,617	-2,200	74%	宮崎県	25,142	25,449	307	42%
岐阜県	25,024	25,264	240	54%	鹿児島県	44,989	45,280	291	44%
愛知県	33,464	33,524	60	58%	九州	258,761	255,667	-3,094	51%
三重県	27,399	27,170	-229	51%	沖縄県	22,078	22,028	-51	52%
東海	85,886	85,958	71	55%	都府県計	1,511,965	1,496,398	-15,568	50%
					全国計	2,292,522	2,274,027	-18,495	55%

2. 多様な主体の参画の傾向（農地維持支払）

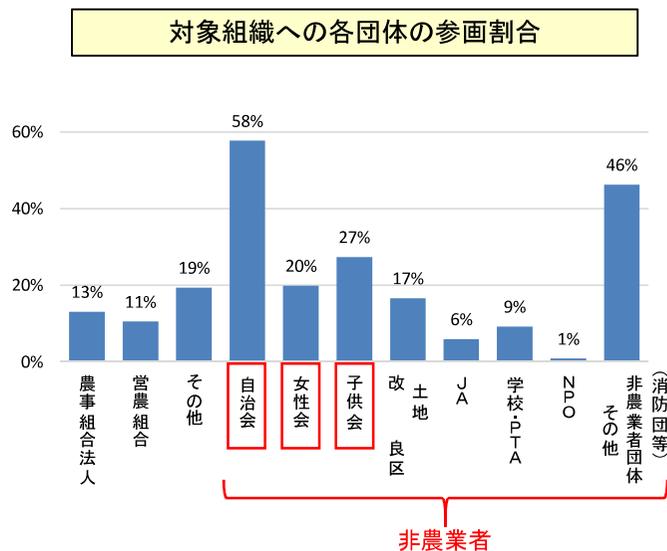
- 全国の対象組織には、農業者・非農業者合わせて239万7千人・団体が参画しており、このうち非農業者は84万人・団体が全体の約3割以上を占めている。対象組織に参画する団体は、自治会、子供会、女性会等多様な主体により構成。
- 対象組織の認定農用地面積の規模は、50ha未満が7割以上を占めている。

対象組織の構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
152万6千人	73万8千人	3万1千団体	10万2千団体
合計 239万7千人・団体			

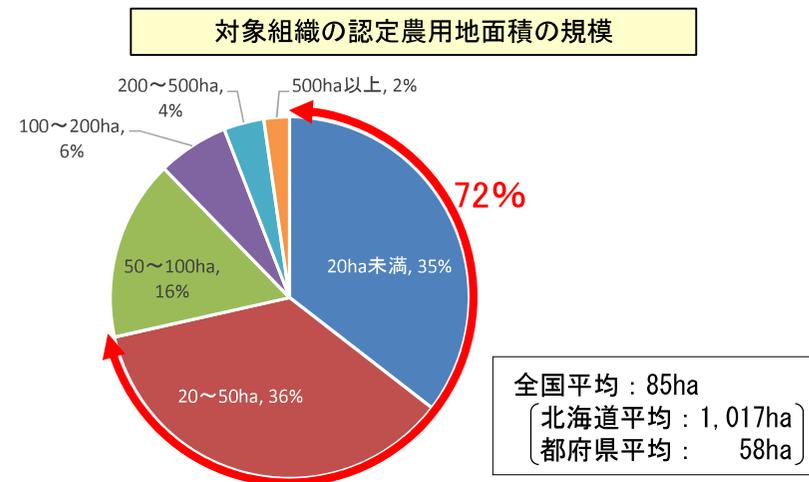
資料：令和元年度実施状況報告書



資料：令和元年度実施状況報告書



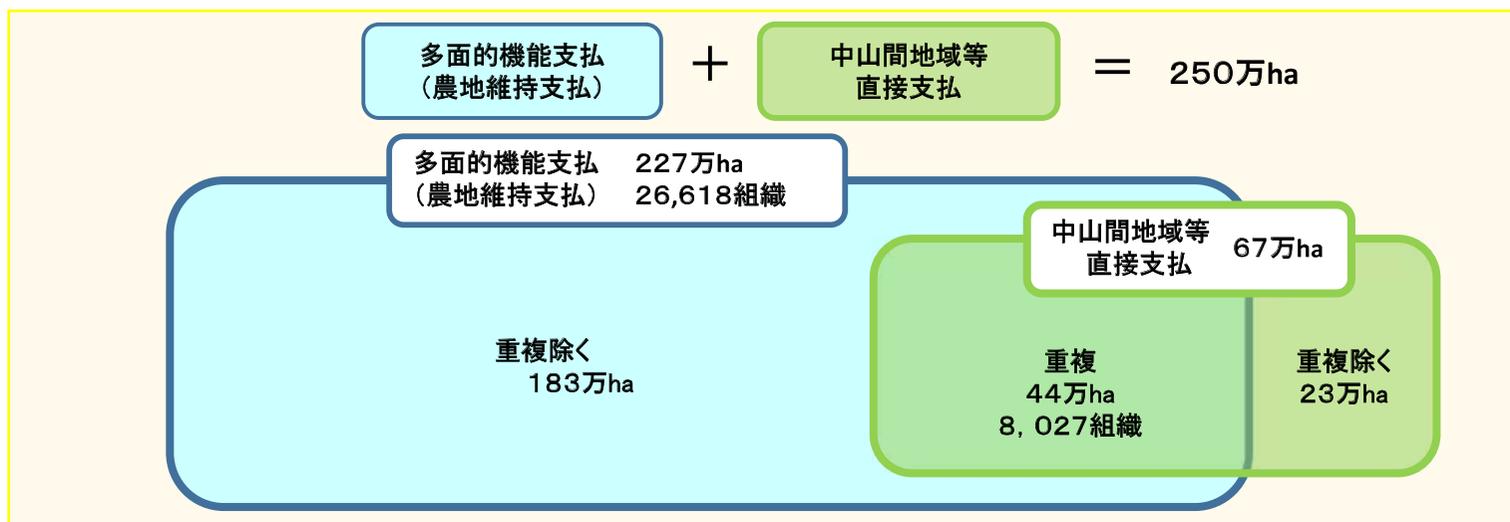
資料：令和元年度実施状況報告書



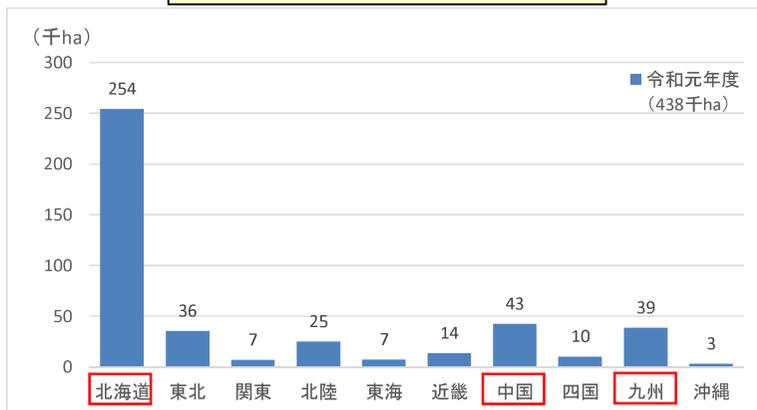
資料：令和元年度実施状況報告書

3. 中山間地域等直接支払との重複状況（農地維持支払）

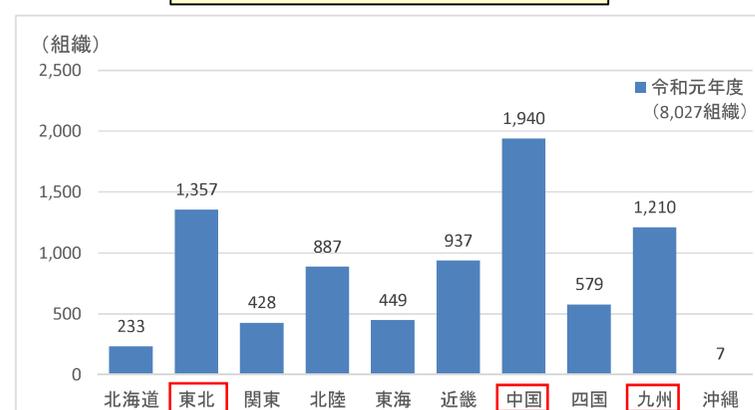
- 多面的機能支払と併せて中山間地域等直接支払に取り組む面積は全国で約44万ha、対象組織数は8,027組織であった。
- 農地維持支払の認定農用地面積は約227万ha、中山間地域等直接支払の対象農用地面積は約67万haであり、併せて取り組んでいる約44万haを除いて合計すると、全国で約250万haの農用地で地域共同の取組が実施されている。
- 地域ブロック別に重複状況を見ると、面積では北海道が最も大きく、次いで中国、九州の順となっている。対象組織数では中国が最も多く、次いで東北、九州の順となっている。



重複認定農用地面積



重複対象組織数



令和元年度多面的機能支払交付金第三者委員会

日時：~~令和2年3月5日（木）~~

14:00～16:00

場所：~~農林水産省 第2特別会議室~~

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から

持ち回りにより委員会開催

議事次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 座長の選任について
- (2) 多面的機能支払交付金第三者委員会について
- (3) 昨年度の第三者委員会における意見と対応方針について
- (4) 多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析（案）について
- (5) 活動組織等による自己評価と市町村評価の結果について
- (6) 多面的機能支払交付金の効果の評価手法（案）について
- (7) 多面的機能支払交付金に係る広報の実施状況について
- (8) その他

3 閉 会

「多面的機能支払交付金第三者委員会」委員名簿

(五十音順 敬称略)

いいだとしあき 飯田 俊彰	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
いつかいちちか 五日市 知香	商品開発コーディネーター
こうのやすこ 河野 康子	日本消費者協会 理事
ささきたつや 佐々木 達也	読売新聞東京本社 論説委員
なかしまやすひろ 中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
ほしのさとし 星野 敏	京都大学大学院地球環境学堂 教授
みながわあきこ 皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部 准教授

令和元年度第2回多面的機能支払交付金第三者委員会の主な意見

資料名	ページ 番号	委員名	意見
【資料1】 多面的機能支払交付金第三者委員会について	2	飯田委員	評価を行う年度について、中山間直払や環境直払と1年ずれていると伺った。同じ農地で複数の支払を活用している場合も多く、双方で相乗的に効果的な施策を出して行くためには、評価を行う年度を3支払で揃えた方が良いのではないかと。
【資料2】 昨年度の第三者委員会における意見と対応方針	1	河野委員	今後の「社会に向けてのアピール」の切り口として、資料5のSDGsによる整理や、可能であるならばSDGs169のターゲットにまで視野を広げることで、関係者みんなにわかりやすい周知、広報につなげていただきたい。
【資料3】 多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析(案)について	全体	河野委員	当該交付金の目的の一つ目である「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮」という観点からは、わかりやすい資料であるが、目的の2つ目「担い手農家への農地集積という構造改革の後押し」に結びつけるには、十分な資料とはなっていない。取組現場において、構造改革を念頭においての活動が導き出されるようなデータの取り方等が工夫できないか。
	全体	飯田委員	各組織に参画している個人や団体の平均年齢や年齢構成といったデータが有ると、取組状況の解釈がさらに深まるのではないかと。
	全体	中嶋委員	この資料3で取り上げている項目は、E(環境)、S(社会)の要素のいずれかとして解釈できるが、G(統治機構:ガバナンス)の要素には触れていないような印象をもつ。EやSの面で成果が上がっているのならばもっと事業としては伸びているべきだが、そうならないのはGの面で課題があるからなのかもしれない。
	3 及び 4	佐々木委員 ・皆川委員	地域ブロックや都道府県によって、農地維持支払のカバー率に差があるのは、どのようなことに起因しているのか分析してほしい。
	11	星野委員	農村環境保全活動について、手を付けやすいところから取り組まれていることが読み取れる。 (1)もし、時系列で取れるのであれば、変化を見てみたい。 (2)また、より高次の保全活動へと誘導する施策について参考になる分析結果はないか。
	12	佐々木委員	昨年の相次ぐ水害を踏まえ、可能な地域では「防災・減災力の強化」を重点的に支援する項目に位置づけることができないか。
	15	星野委員	広域化に係わる分析について、広域化の推進方策に係わる政策的示唆が得られるような深掘りが欲しい。

令和元年度第2回多面的機能支払交付金第三者委員会の主な意見

資料名	ページ番号	委員名	意見
【資料4】 活動組織による自己評価と市町村評価の結果について	5 及び 7	星野委員	5頁では2年目と4年目が比較され、7頁では農地維持と農地維持+資源向上が比較されている。両図に統計的検定を併せて記載してほしい。
	6	星野委員	ステップ評価は活動組織による自己評価であると承知しているが、ステップの上昇とともに効果の評価が上昇している点はとても興味深い。さらに、ステップ(0~5)と活動項目のクロス集計も見てみたい。
	6	飯田委員	「地域農業の将来を考える農業者の増加」がステップ1からステップ5までの間で増加しない点や、「地域内外の担い手農業者との連携体制の構築」がステップ2からステップ5までの間であまり増加しない点が不思議に思われ、それらの原因について考察する必要があると思う。
	20	河野委員	自己評価、市町村評価システムにより、組織活動の点検と改善に効果を発揮するとともに、交付金制度そのものの評価に役立っていることが確認できた。 今後は、事務の簡素化、負担軽減のために、初めて取り組む組織以外は義務づけしないという方針に賛同するが、支援ツールとして必要事項を入力すると自分の組織の活動の簡単な評価と助言などがもらえるようなシステムを考えてもらえるとうれしい。
	20	佐々木委員	事務負担が重いとの意見が多いことは承知しており、簡素化の観点から多面的機能の増進を図る活動の評価を義務づけとしないことは理解できる。 負担のあまり重くない任意の評価システムの構築を進めていただきたい。市町村による指導・助言も引き続き機能するよう目配りをしていただきたい。
【資料5】 多面的機能支払交付金の効果の評価手法(案)について	全体	星野委員	リーダーの後継者不足や作業の担い手の減少・高齢化のため、多面的機能保全の継続はますます厳しい状況になりつつあり、一部に活動組織を解散する動きもでている。当該施策の有効性は間違いないと信じるが、それでも本事業のみで多面的機能の低下は防ぎようがないように思われる。どのように考えるか。

資料名	ページ 番号	委員名	意見
【資料5】 多面的機能支払交付金の効果の評価手法(案)について	3	河野委員・ 佐々木委員	SDGsとの関わりを整理することで、農業とその多面的機能の価値の「見える化」を図ろうという視点に賛同する。本交付金をSDGsの17の目標として整理しているが、農業者、地域、社会各々が納得するようなストーリーを作っていく必要がある。また、有益な事業を行っている組織を表彰する制度なども検討に値するかもしれない。
	4	星野委員	インプットとして、道府県、市町村、地域協議会など関係組織によるソフト施策(「指導や啓発」「情報提供」「ネットワーク形成」など)の役割も大きいと考える。これらは地域によって大きな差があり、結果として効果を左右しているように思われる。明示的に位置づけ、評価する必要があるのではないか。
	8	中嶋委員	本活動への参加主体は、地域住民だけでなく、企業もありうる。このように本交付金活動をSDGsの視点から整理しておくならば、CSV活動を進めたい企業にとって参画対象として検討しやすくなる。さらに活動レベルを定量的に示すことができると、企業などが参画を検討する上で目安となるかもしれない。
【資料6】 多面的機能支払交付金に係る広報の実施状況について	5	河野委員	メルマガ掲載の「活動組織代表者のインタビュー」は、配信一回のメルマガ内に留めておくのはもったいないので、地元の広報誌や農業関係団体等の広報媒体などへ拡散など多様な活用方法も検討していただきたい。
	5	佐々木委員・ 五日市委員	共同活動に参加された非農業者(特に女性や若者)の方々の感想なども掲載してはいかがでしょうか。メールマガジン拝見したが、全体的に文字量が多すぎると思う。
	全体	皆川委員	活動事例集は、活動ごとにPDFファイルを開く形で、参考にした「取組内容」をしているのがどの事例なのか探しにくかった。キーワードで検索や、取組内容を表などに整理するなど工夫してはどうか。また、生物多様性の高い水路のため、河畔木の保全、木材による矢板護岸、底にコンクリートを打たないなど、その参考にできる事例の紹介が少ない。

活動組織による自己評価と 市町村評価の結果について(案)

令和2年3月5日

農林水産省

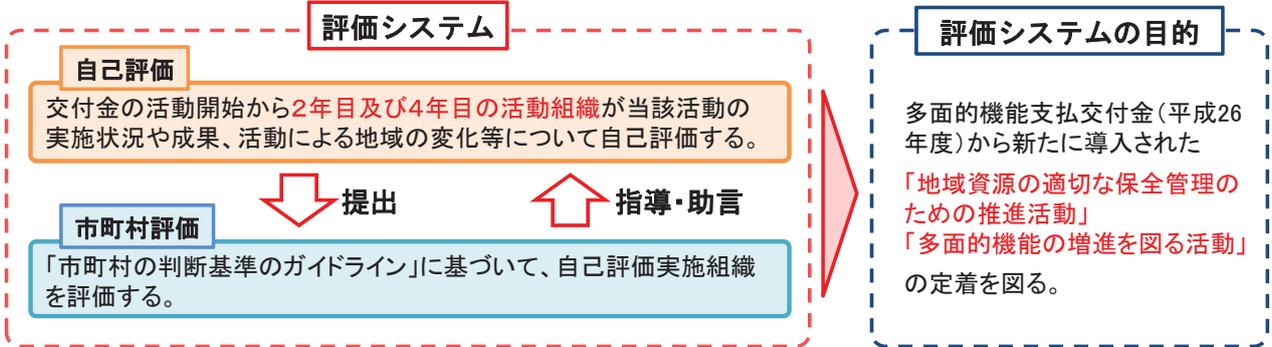
目 次

1 活動組織による自己評価と市町村評価の概要	1
2 推進活動に係る自己評価	2
3 推進活動の自己評価に対する市町村評価	8
4 増進活動に係る自己評価	11
5 増進活動の自己評価に対する市町村評価	14
6 自己評価及び市町村評価のフォローアップ調査	16
7 総括	20

1 活動組織による自己評価と市町村評価の概要

(1) 目的

多面的機能支払交付金における、農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動(以下「推進活動」という。)」と資源向上支払(共同活動)の「多面的機能の増進を図る活動(以下「増進活動」という。)」が効果的かつ効率的に実施されるように、市町村が活動組織に対して、当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を評価(以下「自己評価」という。)し、報告することを求めるとともに、市町村は当該活動を客観的に評価(以下「市町村評価」という。)し、必要に応じて指導・助言を行うこととしている。(平成28年度から導入)



自己評価・市町村評価の実施状況

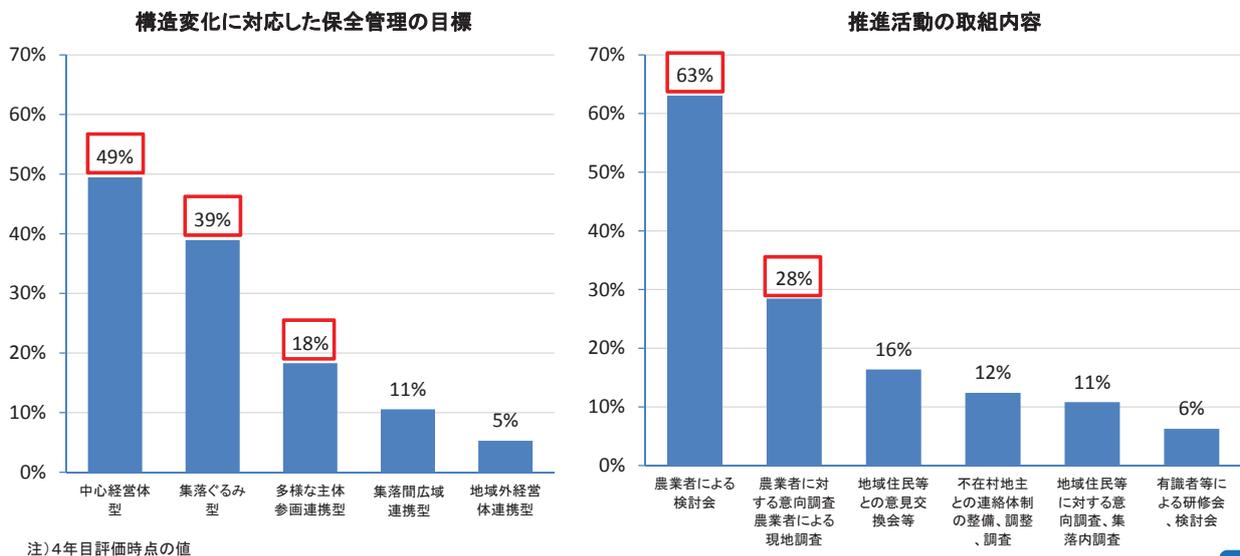
評価年度	2年目評価	4年目評価	2年目評価と4年目評価を実施
平成28年度	2,938 組織 (平成27年度に活動開始)	-	2,766組織 ※組織統合等を行った組織を除く
平成29年度	1,226 組織 (平成28年度に活動開始)	17,058 組織 (平成26年度に活動開始)	
平成30年度	4,494 組織 (平成29年度に活動開始)	4,859 組織 (平成27年度に活動開始)	

平成28年度～平成30年度に2年目評価・4年目評価を実施した2,766組織を対象として、自己評価、市町村評価の変化及び評価システムの効果について分析

2 推進活動に係る自己評価

(1) 構造変化に対応した保全管理の目標と推進活動の取組内容

- 2年目評価と4年目評価が完了した2,766の活動組織における「構造変化に対応した保全管理の目標」は、「中心経営体型」が最も多く、次いで「集落ぐるみ型」、「多様な参画・連携型」の順となっている。
- 「推進活動」の取組内容は、「農業者による検討会」が最も多く、次いで「農業者に対する意向調査、農業者による現地調査」の順となっている。



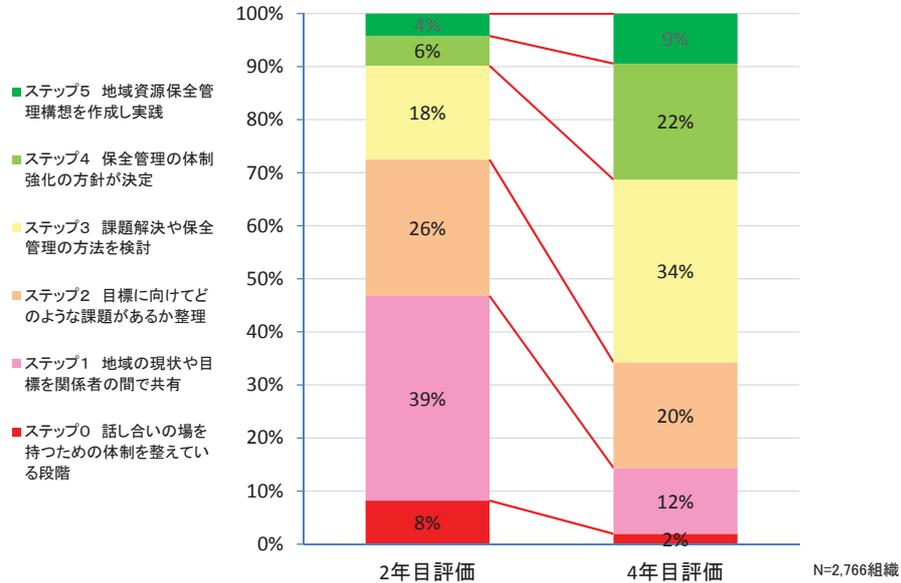
注)4年目評価時点の値

N=2,766組織

(2) 保安全管理の目標の達成に向けた推進活動の進捗状況

○ 「推進活動」の取組状況に対する活動組織の自己評価は、2年目評価ではステップ2以下の組織が多いが、4年目評価ではステップ3以上が増加しており、活動が進むにつれて上位のステップに進んでいる。

推進活動の取組状況に対する自己評価

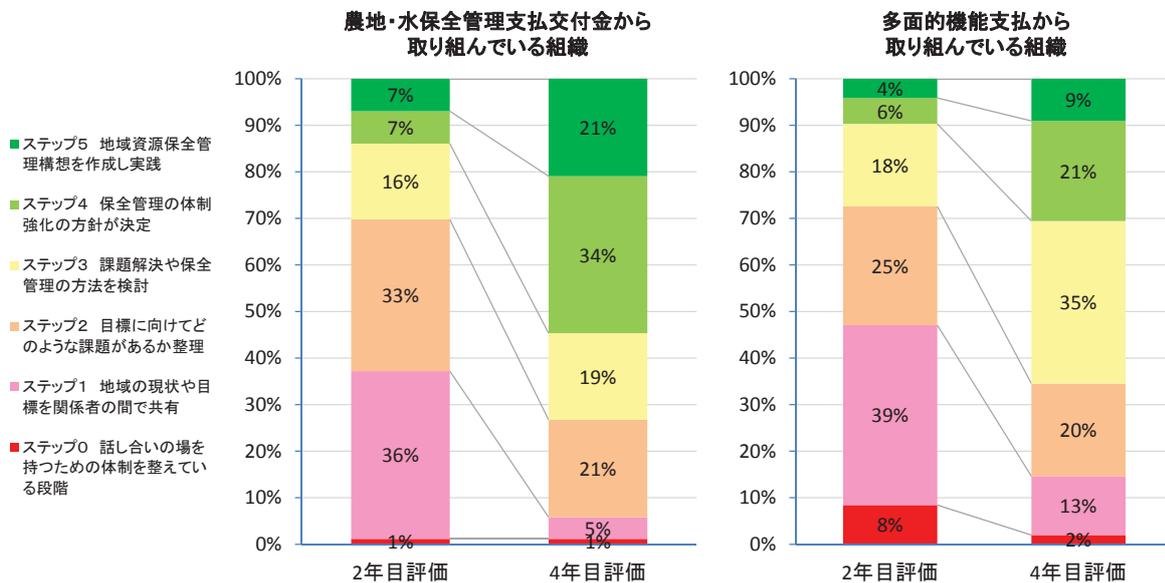


3

(2) 保安全管理の目標の達成に向けた推進活動の進捗状況

○ 農地・水保安全管理支払交付金から取り組んでいる組織と、多面的機能支払から取り組み始めた組織を比較すると、2年目評価、4年目評価のいずれも、農地・水保安全管理支払交付金から取り組んでいる組織のほうがステップが進んでいる割合が高い。その差は4年目評価のほうが大きく、農地・水保安全管理支払交付金から取り組んでいる組織では、ステップ4以上が55%を占めるなど、推進活動の継続により、適切な保安全管理に向けた体制の強化・拡充が図られてきている。

推進活動の取組状況に対する自己評価(取組開始時期別)



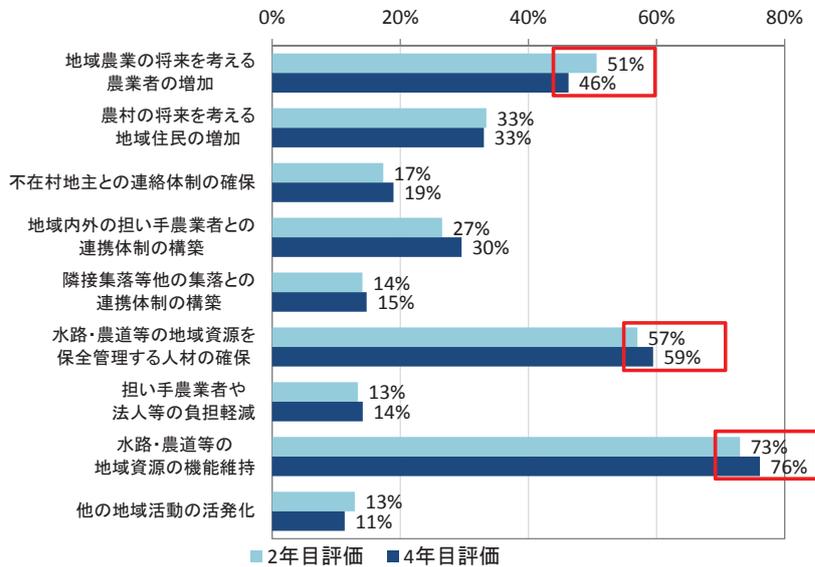
農地・水保安全管理支払交付金から取り組んでいる組織 : N= 86組織
多面的機能支払から取り組んでいる組織 : N=2, 680組織

4

(3) 推進活動による効果の発現状況

- 推進活動による効果としては、「水路・農道等の地域資源の機能維持」と回答した組織の割合が最も高く、次いで「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保」、「地域農業の将来を考える農業者が増加」の順となっている。
- 2年目評価、4年目評価の間で大きな変動はなく、推進活動による効果は2年目評価時点ですでに発現していることが示されている。

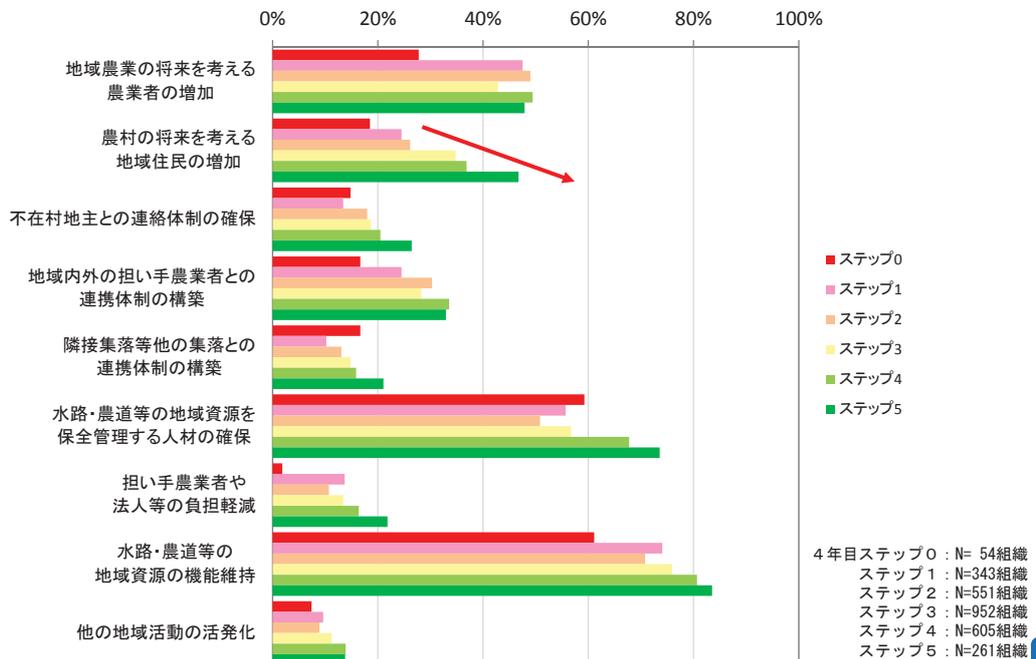
推進活動による効果発現状況(自己評価)



(3) 推進活動による効果の発現状況

- 「保全管理の目標」の達成に向けた進捗状況(ステップ)ごとに効果の発現状況を見ると、「農業の将来を考える地域住民の増加」を初めとして、ほとんどの項目について、ステップが上がるにつれ、効果が発現していると回答する活動組織の割合が高くなる傾向が見られる。

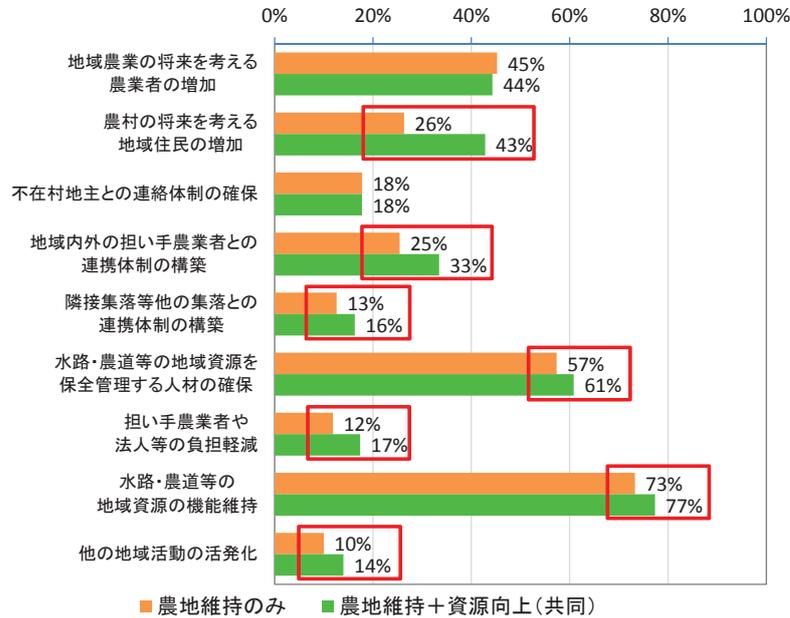
推進活動による効果発現状況(4年目自己評価 ステップ別)



(参考) 推進活動による効果の発現状況

○ 各組織の推進活動による効果については、農地維持のみに取り組む組織と、農地維持と資源向上(共同)に取り組む組織を比較すると、農地維持と資源向上(共同)に取り組む組織のほうが効果が発現していると回答する割合が高い項目が多い。

推進活動による効果発現状況(4年目自己評価 取り組み内容別)



農地維持のみに取り組む組織 : N=1, 231組織
農地維持と資源向上(共同)に取り組む組織 : N= 822組織

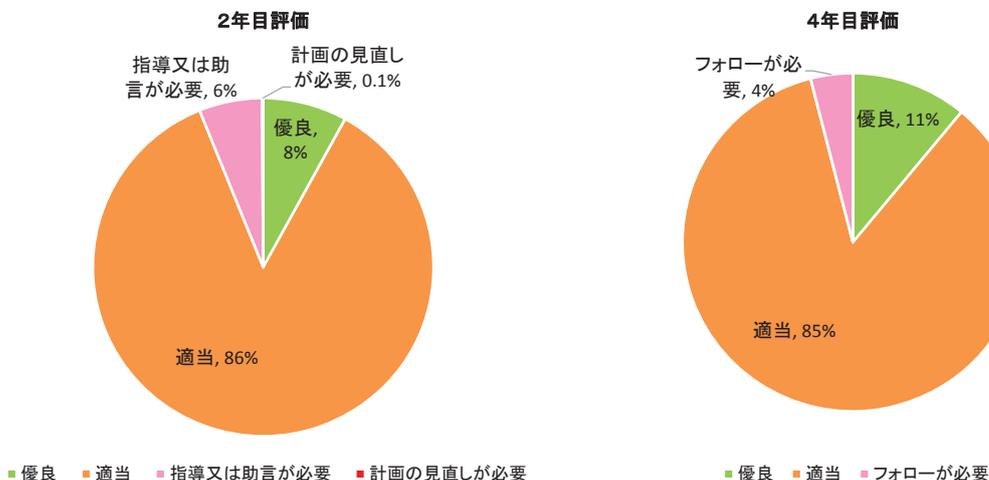
3 推進活動の自己評価に対する市町村評価

(1) 活動状況等の評価

○ 活動組織の推進活動の自己評価に対して市町村が「優良」と評価した割合は、2年目評価が8%であったのに対し、4年目評価では11%となっており3%増加している。

○ 一方、2年目評価において「指導又は助言が必要」または「計画の見直しが必要」と評価した割合は6%であったのに対し、4年目評価において「フォローが必要」と評価した割合は4%へ低下している。

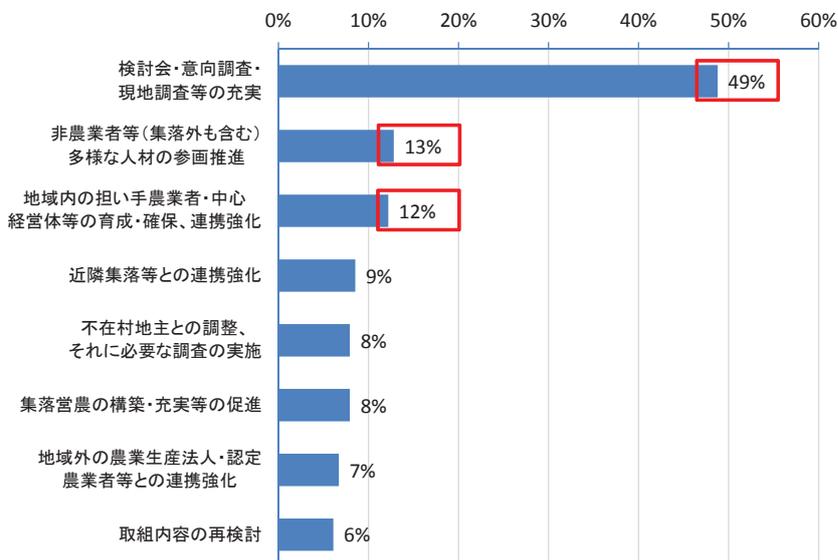
推進活動の市町村評価



N=2,766組織

- 「指導又は助言が必要」又は「計画の見直しが必要」と評価された活動組織に対して、市町村が指導又は助言した内容は、「検討会・意向調査・現地調査等の充実」が最も多く、次いで「非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進」及び「地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化」が多い。

指導や助言、抜本的な見直しの内容(2年目評価時)



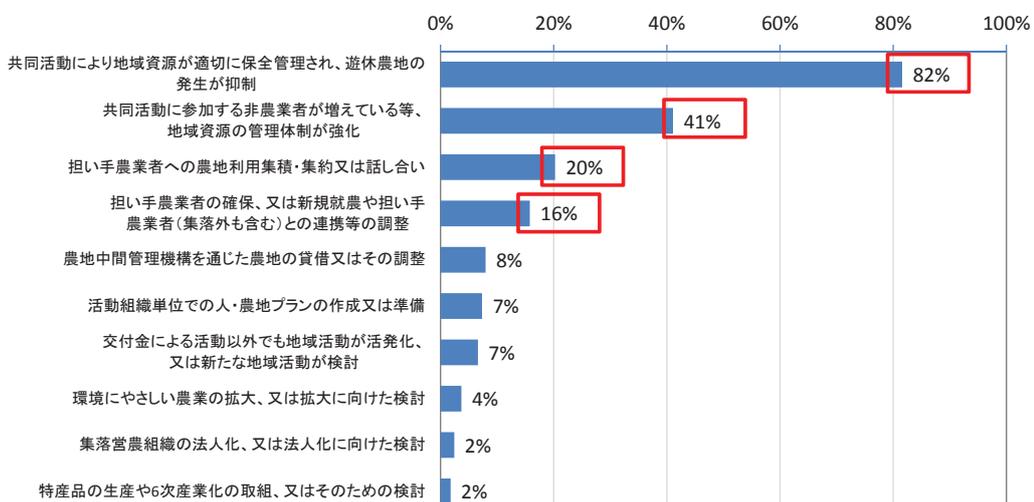
「指導又は助言が必要」または「計画の見直しが必要」と評価した組織：N=164組織

9

(2) 取組による地域の変化

- 推進活動を行うことにより現れている地域の変化について、市町村が評価した中では「共同活動により地域資源が適切に保安全管理され、遊休農地の発生が抑制」との評価が8割以上を占めており、「共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化」との評価も4割以上を占めている。
- 活動組織の中には、構造改革の後押しに係る「担い手への農地利用集積・集約」や「担い手農業者の確保」が進んでいると評価されている組織もある。

推進活動の市町村評価



■ 4年目評価

N=2,766組織

10

4 増進活動に係る自己評価

(1) 増進活動の活動項目

- 2年目評価と4年目評価が完了した2,766の活動組織のうち、増進活動を実施した組織数は2年目評価時の1,019組織から4年目評価時の1,058組織へと増加した。実施された活動項目数も延べ1,243項目から延べ1,384項目へと増加し、1組織当たりの活動項目数は1.2項目から1.3項目へと増加している。
- また、全国で実施されている延べ活動項目数は、平成26年度の1万6千項目から平成30年度には1万9千項目へと増加している。
- 活動内容をみると、「農地周りの共同活動の強化」及び「農村環境保全活動の幅広い展開」の割合が高い。
- 2年目評価時と4年目評価時を比較すると、「遊休農地の有効活用」、「地域住民による直営施工」、「防災・減災力の強化」を実施した組織が増えている。

増進活動の実施状況(自己評価実施組織)

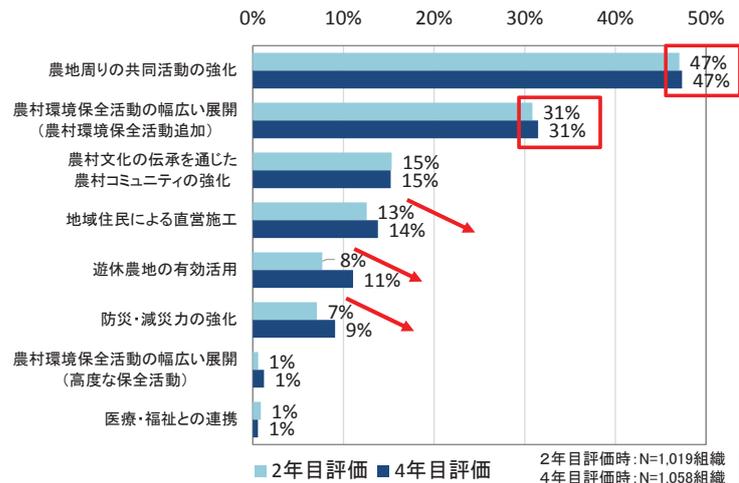
	2年目評価時	4年目評価時
組織数	1,019組織	1,058組織
活動項目数	1,243項目	1,384項目
1組織当たり平均活動項目数	1.2項目	1.3項目

増進活動の実施項目数(全国計)

	平成26年度	平成30年度
活動項目数	約1万6千項目	約1万9千項目

実施状況報告書より作成

増進活動の項目

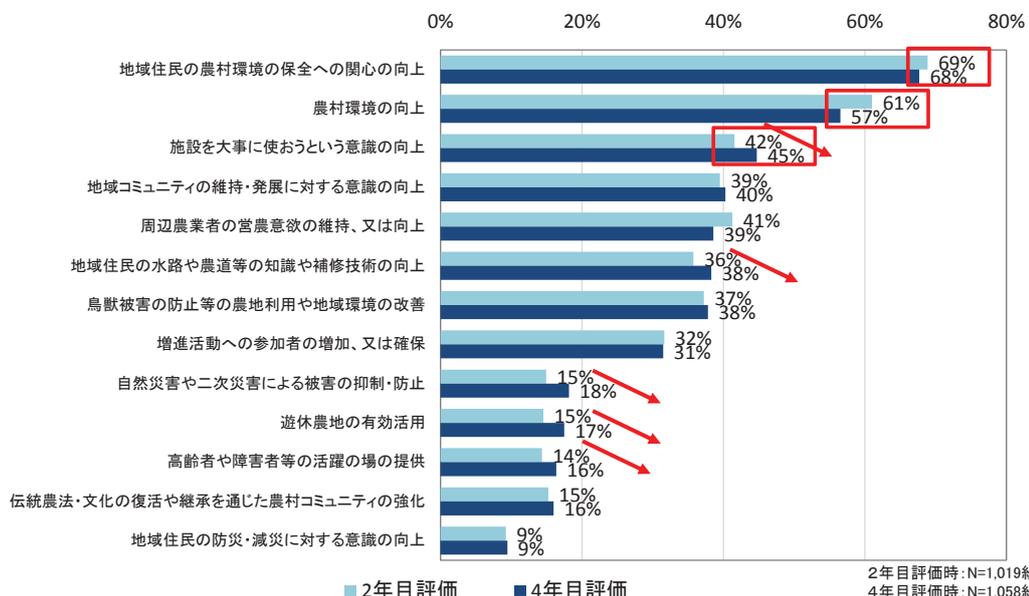


11

(2) 増進活動による効果の発現状況

- 増進活動による効果としては、「地域住民の農村環境の保全への関心の向上」と回答した組織の割合が最も高く、次いで「農村環境の向上」、「施設を大事に使うという意識の向上」の順となっている。
- 活動項目のうち「地域住民による直営施工」、「防災・減災力の強化」等に取り組む組織数が増加したことに伴い、「施設を大事に使うという意識の向上」、「自然災害や二次災害による被害の抑制・防止」等の効果があると回答した組織の割合が増加している。

増進活動による効果発現状況の自己評価

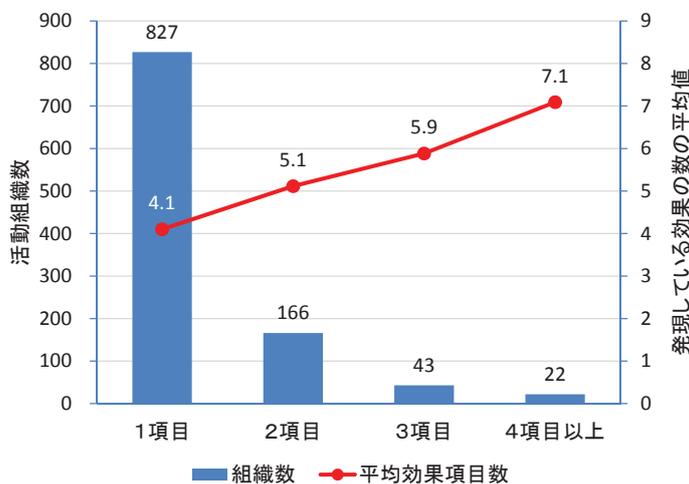


12

(3) 増進活動の項目数と発現する効果の数の関係

- 増進活動において、組織が取り組む増進活動の項目数は1項目の組織が多いが、項目数が増えるほど、活動により発現する効果の数も増加する傾向が見られる。

取り組む増進活動項目数別の組織数と発現する効果の数の平均値（4年目評価）



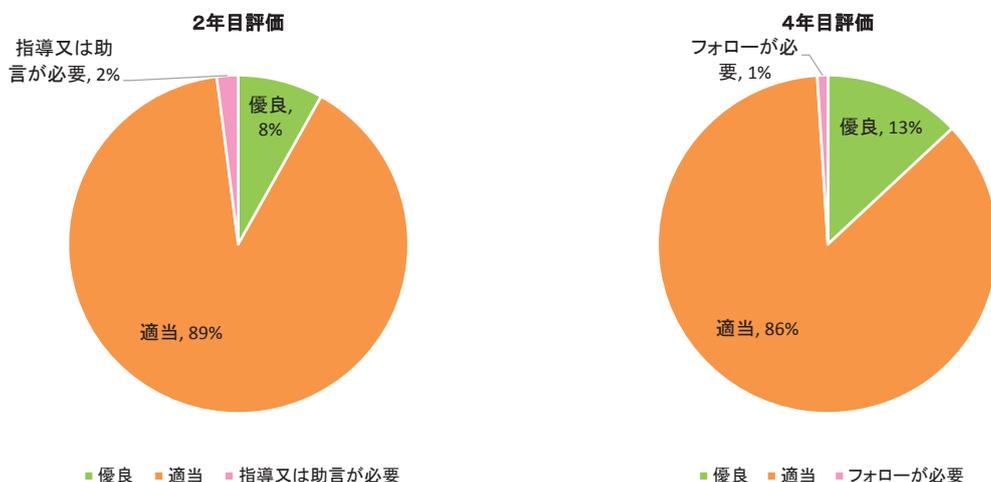
4年目評価時：N=1,058組織

13

5 増進活動の自己評価に対する市町村評価

- 活動組織の増進活動の自己評価に対して市町村が「優良」と評価した割合は、2年目評価が8%であったのに対し、4年目評価では13%となっており5%増加している。
- 一方、2年目評価において市町村が「指導又は助言が必要」と評価した割合は2%であったのに対し、4年目評価において「フォローが必要」と評価した割合は1%へ低下している。

増進活動の市町村評価

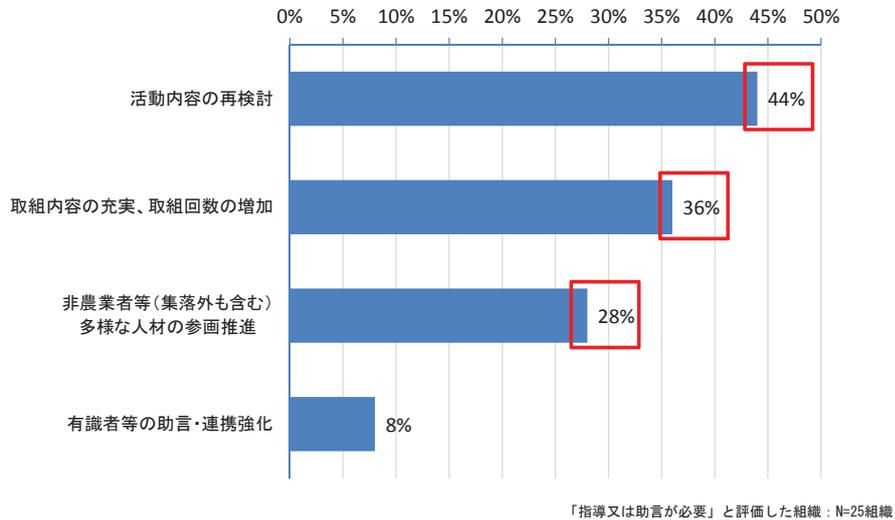


2年目評価時：N=1,019組織
4年目評価時：N=1,058組織

14

○ 「指導又は助言が必要」と評価された活動組織に対して、市町村が指導又は助言した内容は「活動内容の再検討」、「取組内容の充実、取組回数の増加」、「非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進」の順に多い。

市町村からの指導や助言の内容



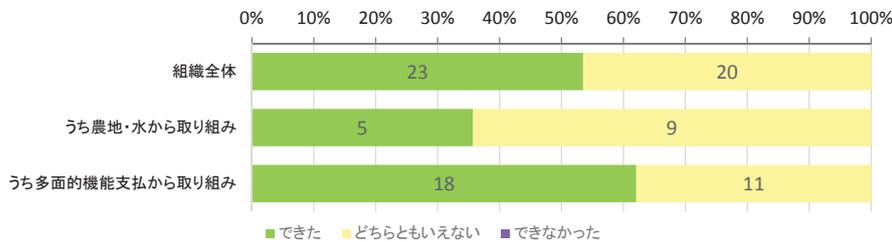
15

6 自己評価及び市町村評価のフォローアップ調査

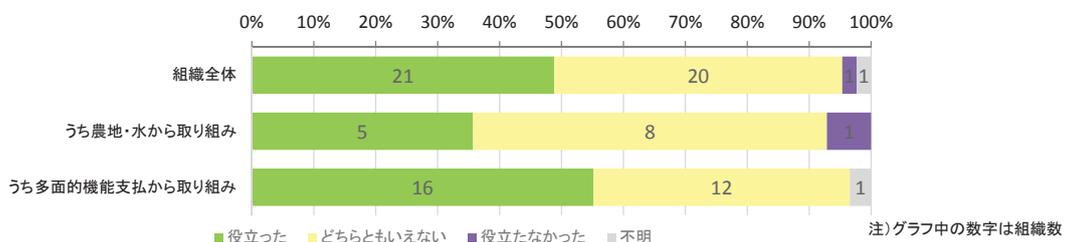
(1) 調査結果 (自己評価・市町村評価の効果)

- 「自己評価を行うことで、点検ができたか」との間に、組織の半数以上が「できた」と回答している。特に、多面的機能支払から始めた組織のほうが「できた」と回答している割合が高い。
- 「自己評価や市町村評価は、役立ったか」という間に、約半数の市町村が「役立った」と回答している。特に、多面的機能支払から取組を始めた組織のほうが「役立った」と回答している割合が高い。

あなたの組織において、自己評価により活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等の点検ができたと思いますか。(活動組織)



貴市町村において、自己評価・市町村評価により定期的に各組織の活動状況を振り返り、必要に応じて指導助言等を行ったことは、活動組織の状態把握や活動の定着・促進に役立ったと思いますか。(市町村)

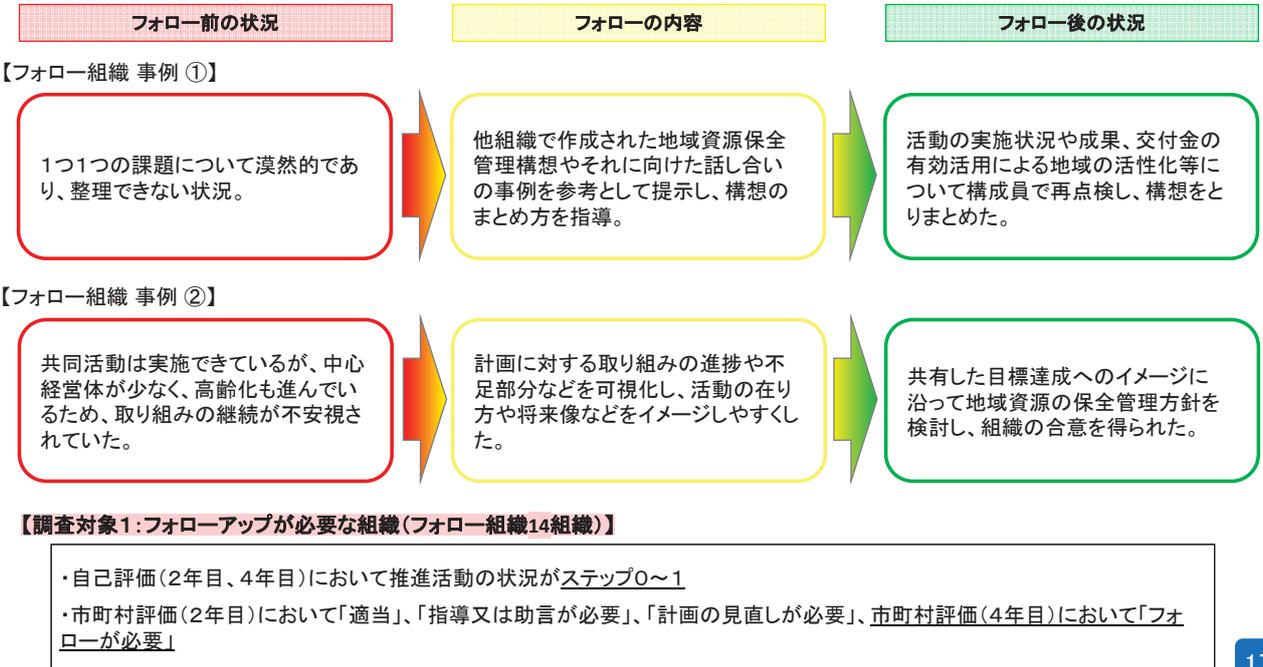


16

(2) 調査結果 (フォロー組織の事例)

- 市町村は、自己評価結果やその後の聞き取り等によって各組織の状況を把握しており、抱えている課題に応じたフォローを行っている。
- その結果、各組織は課題解決への方向性に気付き、次のアクションを起こして改善を図っている。

フォロー組織の事例

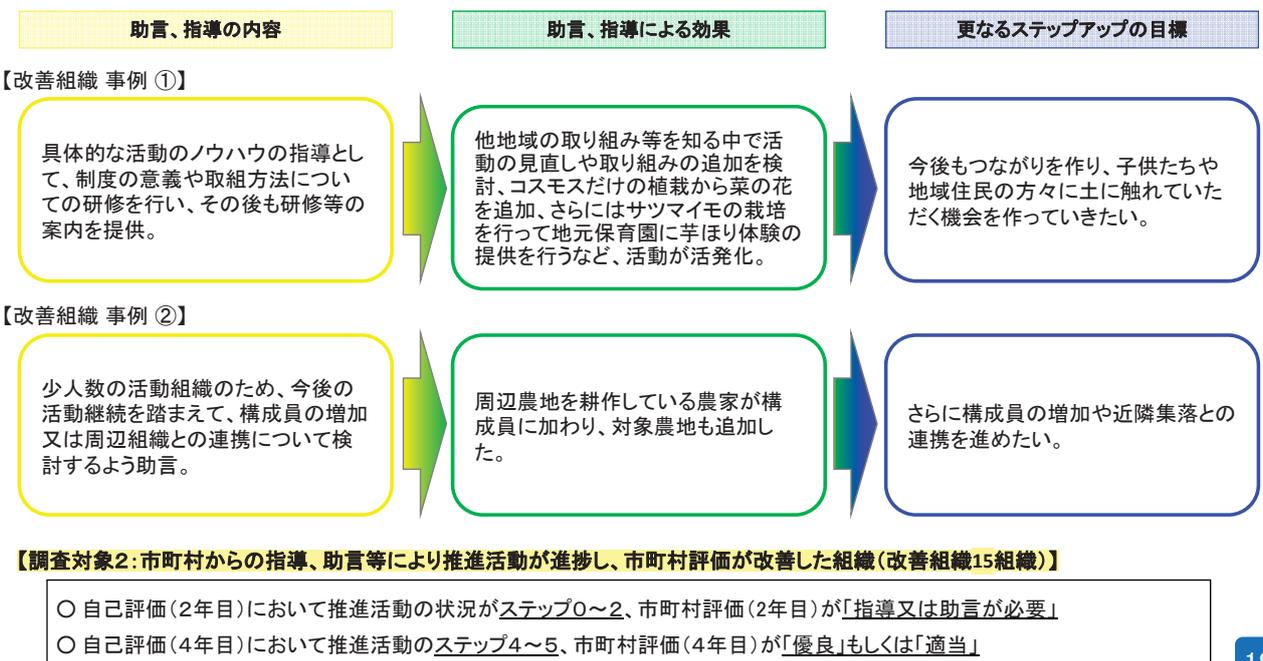


17

(2) 調査結果 (改善組織の事例)

- 市町村は、2年目という早い段階で自己評価結果やその後の聞き取り等によって各組織の状況を把握しており、改善のポイントを助言している。
- その結果、各組織はスムーズに取り組みを進めるとともに、参加者の確保や活動内容等の充実が図られている。

改善組織の事例



18

(2) 調査結果（優良組織の事例）

○自己評価が高く、市町村も「優良」と評価している、活動が活発で地域内の連携等も図られている優良組織においても、自己評価は組織の目標や課題の再確認を行う機会として活用されており、活動の見直しや充実、体制の強化等に役立っている。

優良組織の事例

	優良の理由	自己評価による点検の効果	自己評価による活動の活発化
優良事例①	様々な検証、積み上げ等を実施し、詳細な細目を作成し活動にあたられ、長寿命化にも取り組むなど計画的な活動がなされている。	毎年度当初に前年度計画・実施の反省及び当年度の計画を立案・承認しているかが、自己評価シートにより、まとまった形で確認できた。	町内会参加の呼びかけを積極的に行い、多数の町内会が参加するようになった。資源の適切な保全管理活動のテーマを水路管理に設定し、構成員による現地調査・図面化・管理体制の明確化を行い、組織管理体制が強化された。
優良事例②	役員による定期的な巡回に加え、農業者の意見交換の場として、年に一度の総会だけでなく、必要に応じて役員会や班長会を随時開催し、地区内の課題の発見・共有を行い、課題解決のために積極的に活動している。	多面支払の活動内容を自己評価により振り返ることで、活動の目的や地域の課題を再確認する良い機会になっている。	農地周りの保全管理活動の強化により、周りの耕作者が自発的に自分の農地を管理しなければならないという意識が強くなった。

【調査対象3:自己評価、市町村評価とも高い組織(優良組織14組織)】

- 自己評価(2年目、4年目)において推進活動の状況がステップ4～5
- 市町村評価(2年目、4年目)が「優良」

19

7 総 括

1. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

2年目から4年目の2年間でステップが向上しており、適切な保全管理に向けた体制の強化・拡充が図られていることが確認された。推進活動による様々な効果も発現しており、取組の継続によって、推進活動の定着が図られていることが確認された。

2. 多面的機能の増進を図る活動

全国で実施されている延べ活動項目数は、平成26年度の1万6千項目から平成30年度には1万9千項目へと増加している。本分析により、活動期間中に取り組みを開始する組織、活動項目数を増加させる組織も確認された。増進活動による様々な効果も発現しており、取り組みの継続によって、増進活動の定着が図られていることが確認された。

3. 自己評価・市町村評価システム

フォローアップ調査の結果より、自己評価・市町村評価システムは、組織の実情に合わせて活用されており、活動組織の定期的な振り返りによる自己点検、活動の充実や組織の管理体制の強化に役立っていると同時に、市町村による組織の状況把握に役立っていることが確認された。さらに、市町村による2年目の指導・助言、4年目のフォローによる効果も確認された。一方、事務作業に対しては負担軽減を求める声強い状況。



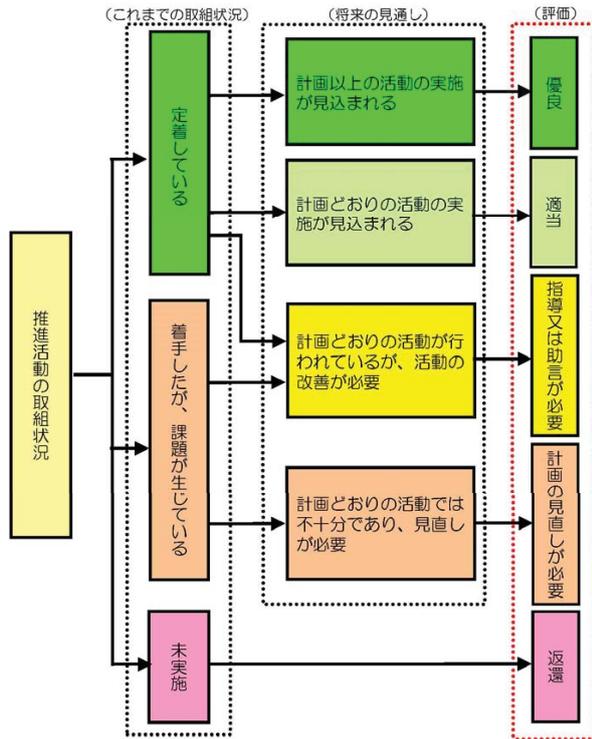
(今後の方針)

- 多面的機能支払交付金に初めて取り組む組織のみ「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に関する自己評価・市町村評価を引き続き実施(「地域資源保全管理構想」作成支援)。
- 多面的機能の増進を図る活動の評価については、事務の簡素化の観点から今後は義務付けはしない。
- 意欲がある組織に対しては任意に評価できるシステムを新たに検討。

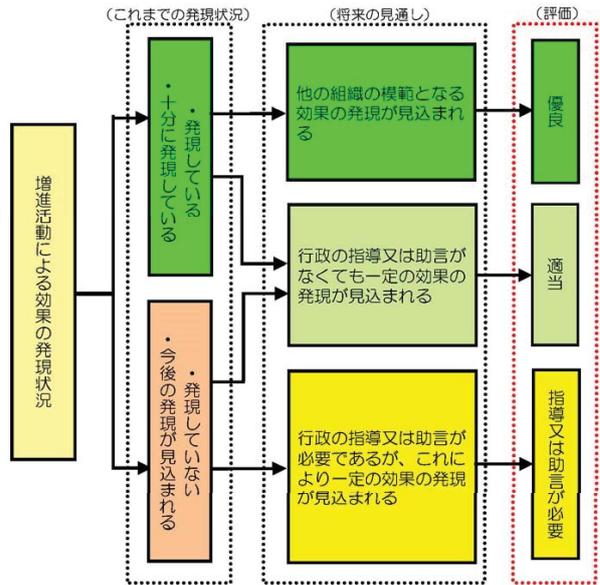
20

(参考) 市町村の判断基準のガイドライン (2年目評価)

I. 地域資源の適切な安全管理のための推進活動

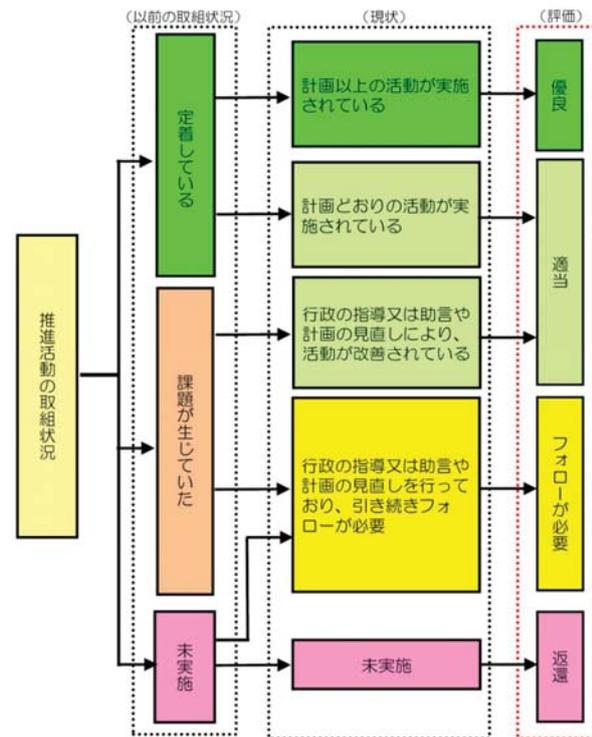


II. 多面的機能の増進を図る活動

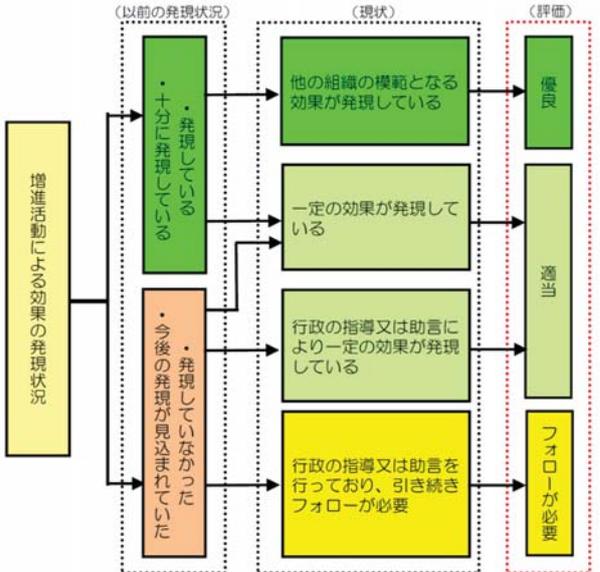


(参考) 市町村の判断基準のガイドライン (4年目評価)

I. 地域資源の適切な安全管理のための推進活動



II. 多面的機能の増進を図る活動

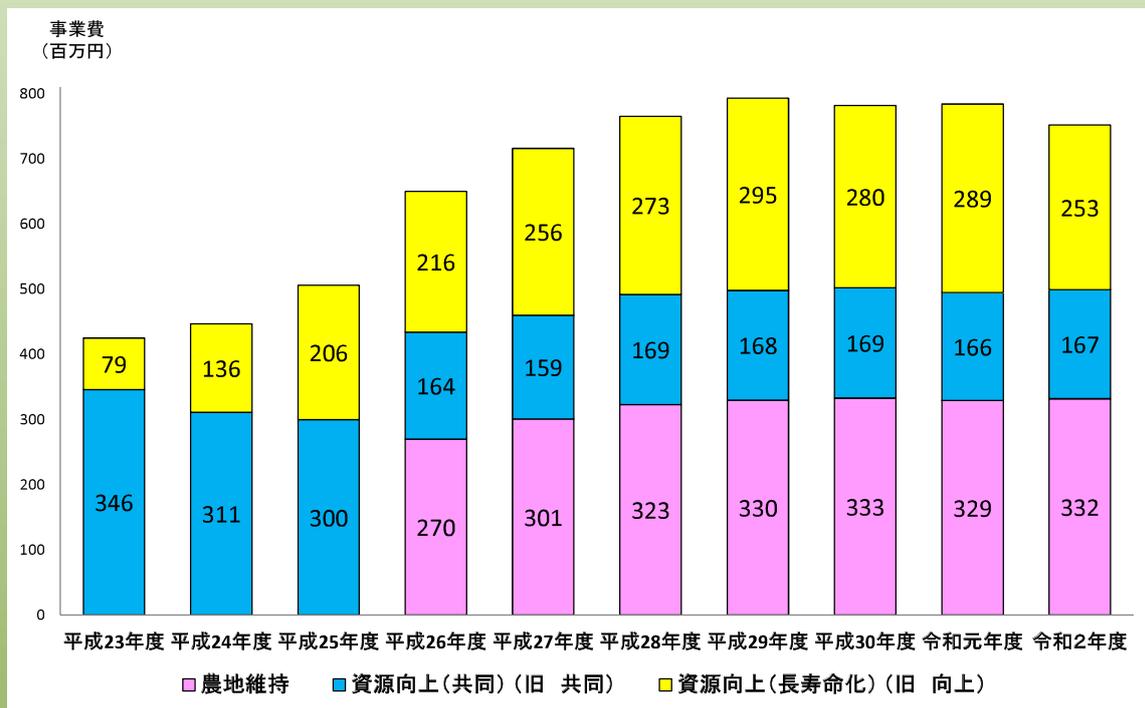


多面的機能支払交付金 静岡県内の取組状況

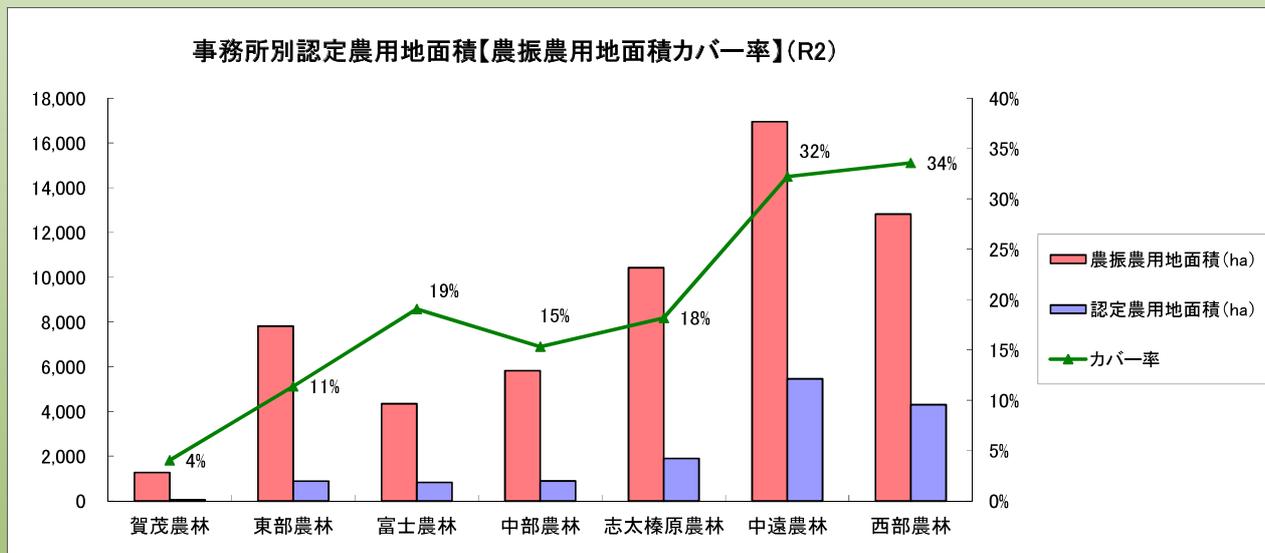
事務所名	市町名	対象農用地面積 (H27年12月) (ha)	2期(26年度から多面的機能支払交付金、27年度から法制化)						3期(多面的機能支払交付金)														
			H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度			R元年度			R2年度 (R2. 11月時点)						
			活動組織数	認定農用地面積	活動組織数	認定農用地面積	活動組織数	認定農用地面積	活動組織数	認定農用地面積	活動組織数	認定農用地面積	カバー率	活動組織数	認定農用地面積	カバー率	活動組織数	認定農用地面積	カバー率	活動組織数	認定農用地面積	カバー率	
			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(うちR2新規)	
賀茂	下田市	133										1	1.0	0.7	1	1.0	0.7						
	東伊豆町	382		1	3.3	1	3.3	1	3.3	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9					
	河津町	211	1	20.4	1	20.4	1	20.4	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7						
	南伊豆町	185										1	4.2	2.3	1	4.2	2.3						
	松崎町	266	3	15.4	3	15.4	3	15.4	(3) 2	(14.6) 7.8	(3) 2	(14.6) 7.8	(5.5) 2.9	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4				
	西伊豆町	98				1	11.0	1	11.0	1	11.0	11.2	2	19.1	19.5	2	19.1	19.5					
	小計	1,275	4	35.8	5	39.1	6	50.1	(6) 5	(49.3) 42.5	(6) 5	(49.3) 42.5	(3.9) 3.3	(9) 7	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0	(9) 7	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0				
東部	沼津市	1,999	1	90.0	2	100.1	2	100.1	3	115.7	3	114.7	5.7	3	114.7	5.7	3	132.5	6.6				
	熱海市	130																(4) 3	(118.8) 93.1	(23.7) 18.6			
	三島市	501	2	61.5	4	118.8	4	118.8	4	118.8	23.7	4	118.8	23.7	4	118.8	23.7	2	39.2	7.0			
	伊東市	559	2	40.1	2	40.1	2	40.1	2	39.2	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0				
	御殿場市	1,340	5	156.8	7	229.8	7	229.8	7	218.3	7	218.3	16.3	9	(262.8) 259.2	(19.6) 19.3	10	(327.8) 324.9	(24.5) 24.2	1	65.0		
	裾野市	369	1	57.0	1	57.0	1	57.0	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4			
	伊豆市	1,096	4	67.7	4	67.7	4	65.6	5	77.4	5	77.4	7.1	5	(77.4) 76.4	(7.1) 7.0	5	(86.2) 85.2	(7.9) 7.8				
	伊豆の国市	804	3	136.8	3	136.8	3	136.8	(3) 0	(136.8) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0				
	函南町	465	1	16.4	1	16.4	1	16.4	(1) 0	(16.4) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0				
	清水町	—																					
	長泉町	140	1	90.4	1	88.8	1	88.8	1	88.8	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4				
	小山町	410	1	20.0	1	20.0	3	64.0	4	70.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1				
小計	7,813	21	736.7	26	875.4	28	917.3	(31) 27	(938.3) 785.1	(31) 27	(937.3) 784.1	(12.0) 10.0	(33) 29	(981.8) 824.2	(12.6) 10.5	(34) 29	(1,073.5) 890.7	(13.7) 11.4	1	65.0			
富士	富士宮市	2,437	5	180.6	5	180.6	5	180.6	(5) 4	(180.6) 148.8	(5) 4	(180.6) 148.8	(7.4) 6.1	(5) 4	(180.6) 147.6	(7.4) 6.1	(5) 4	(180.6) 147.6	(7.4) 6.1				
	富士市	1,913	4	666.5	4	666.5	4	666.5	5	691.5	5	691.5	36.1	5	691.5	36.1	5	(691.5) 682.1	(36.1) 35.7				
小計	4,350	9	847.1	9	847.1	9	847.1	(10) 9	(872.1) 840.3	(10) 9	(872.1) 840.3	(20.0) 19.3	(10) 9	(872.1) 839.1	(20.0) 19.3	(10) 9	(872.1) 829.7	(20.0) 19.1					
中部	静岡市	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3	(39) 34	(1,007.1) 915.7	(17.3) 15.7	(42) 34	(1,036.3) 893.4	(17.8) 15.3	3	29.3		
	小計	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3	(39) 34	(1,007.1) 915.7	(17.3) 15.7	(42) 34	(1,036.3) 893.4	(17.8) 15.3	3	29.3		
志太様原	島田市	3,028	10	580.2	12	605.6	15	888.5	(16) 14	(1,079.3) 1,012.5	(16) 14	(1,108.3) 1,041.5	(36.6) 34.4	(16) 13	(1,108.3) 1,030.5	(36.6) 34.0	(16) 12	(1,108.3) 1,020.1	(36.6) 33.7				
	焼津市	1,231	4	153.1	4	145.6	5	158.1	(6) 5	(168.2) 151.4	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9				
	藤枝市	2,041	7	153.9	8	172.8	10	229.7	(10) 9	(223.3) 185.3	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1	(10) 9	(223.3) 185.2	(10.9) 9.1				
	牧之原市	3,232	6	259.6	7	303.0	7	303.0	8	455.3	8	455.3	14.1	8	(455.3) 452.8	(14.1) 14.0	(9) 9	(468.1) 465.6	(14.5) 14.4	1	12.8		
	吉田町	267							1	18.4	1	18.4	6.9	1	18.4	6.9	1	18.4	6.9				
	川根本町	631	2	53.2	2	53.2	3	82.4	(3) 2	(82.4) 49.2	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8				
	小計	10,430	29	1,200.0	33	1,280.1	40	1,661.7	(44) 39	(2,026.9) 1,872.1	(45) 40	(2,063.3) 1,908.5	(19.8) 18.3	(45) 39	(2,063.3) 1,895.0	(19.8) 18.2	(46) 39	(2,076.1) 1,897.3	(19.9) 18.2	1	12.8		
中遠	磐田市	3,905	7	648.3	7	648.3	7	648.3	8	674.9	8	674.9	17.3	9	723.8	18.5	9	723.8	18.5				
	掛川市	5,083	19	1,264.0	20	1,275.6	24	1,692.5	30	2,006.2	31	2,023.2	39.8	32	(2,033.2) 2,016.9	(40.0) 39.7	(32) 31	(2,033.2) 2,013.8	(40.0) 39.6				
	袋井市	3,025	15	2,074.2	15	2,073.1	15	2,071.9	15	2,071.2	15	2,070.2	68.4	(15) 14	(2,070.2) 2,045.6	(68.4) 67.6	(15) 14	(2,070.2) 2,045.6	(68.4) 67.6				
	御前崎市	1,407	2	93.7	2	93.7	3	112.7	3	103.2	3	103.2	7.3	3	103.2	7.3	3	103.2	7.3				
	菊川市	2,608	9	495.7	9	495.7	9	495.7	(10) 8	(531.7) 419.7	(10) 8	(531.7) 419.7	(20.4) 16.1	(10) 8	(531.7) 417.9	(20.4) 16.0	(11) 9	(574.7) 460.9	(22.0) 17.7	1	43.0		
	森町	927	1	116.9	1	116.9	1	116.9	1	116.8	1	116.8	12.6	1	116.8	12.6	1	116.8	12.6				
小計	16,955	52	4,692.8	53	4,703.2	58	5,138.0	(66) 64	(5,504.0) 5,392.0	(67) 65	(5,519.9) 5,407.9	(32.6) 31.9	(69) 66	(5,519.9) 5,424.1	(32.9) 32.0	(70) 66	(5,621.9) 5,464.0	(33.2) 32.2	1	43.0			
西部	浜松市	11,699	33	4,114.0	36	4,269.9	37	4,368.8	39	4,497.8	39	4,497.8	38.4	(39) 35	(4,497.8) 4,014.3	(38.4) 34.3	(40) 36	(4,528.8) 4,052.4	(38.7) 34.6	1	31.0		
	湖西市	1,129	4	99.7	9	197.7	9	197.7	11	236.4	13	255.4	22.6	13	255.4	22.6	13	255.4	22.6				
小計	12,828	37	4,213.7	45	4,467.6	46	4,566.5	50	4,734.2	52	4,753.2	37.1	(52) 48	(4,753.2) 4,269.7	(37.1) 33.3	(53) 49	(4,784.2) 4,307.8	(37.3) 33.6	1	31.0			
計		59,476	183	12,680.2	209	13,276.5	226	14,261.0	(246) 232	(15,135.2) 14,628.6	(250) 235	(15,202.2) 14,686.0	(25.6) 24.7	(257) 232	(15,318.9) 14,219.3	(25.8) 23.9	(264) 233	(15,526.6) 14,334.5	(26.1) 24.1	7	181.1		

① 3期から対象農用地面積は平成27年12月の農用地区域内農用地の数値
 ② 活動組織「浅羽一万石」は、磐田市と袋井市に計上。
 ③ 平成29年度以降の上段()書きは、農地保全活動取組面積 (H28年度以降に活動終了組織を含む。)

多面的機能支払交付金事業費の推移



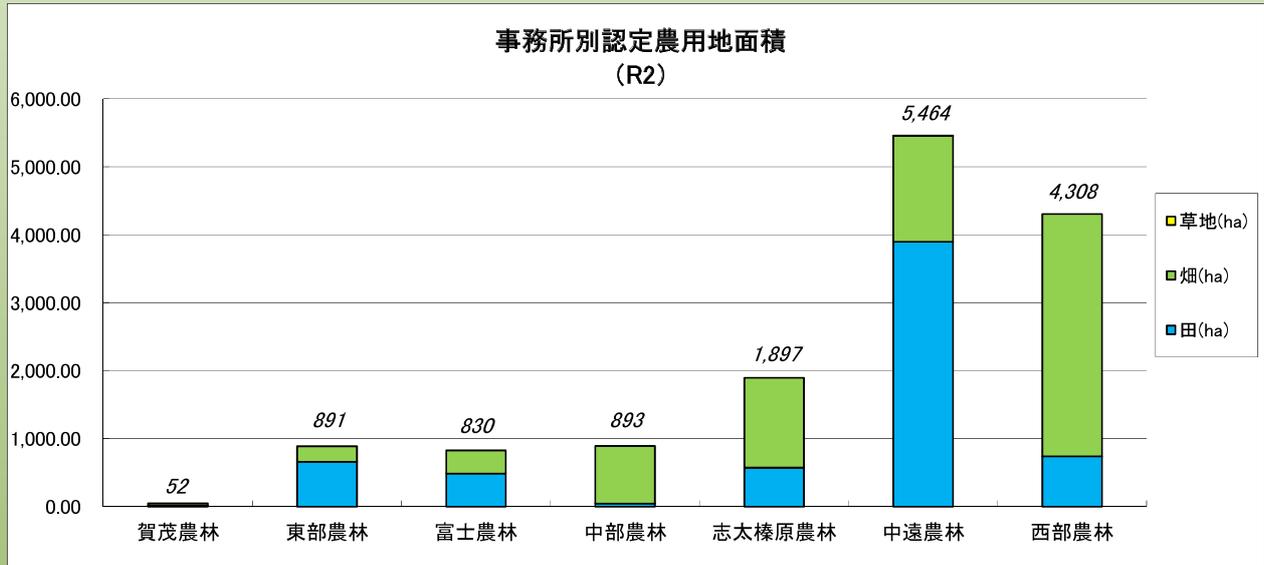
多面的機能支払交付金取組状況 — 農振農用地面積カバー率 —



県計	農振農用地面積 (ha)	認定農用地面積 (ha)	カバー率
令和元年度	59,476	14,219	23.9%
令和2年度	59,476	14,335	24.1%

多面的機能支払交付金取組状況

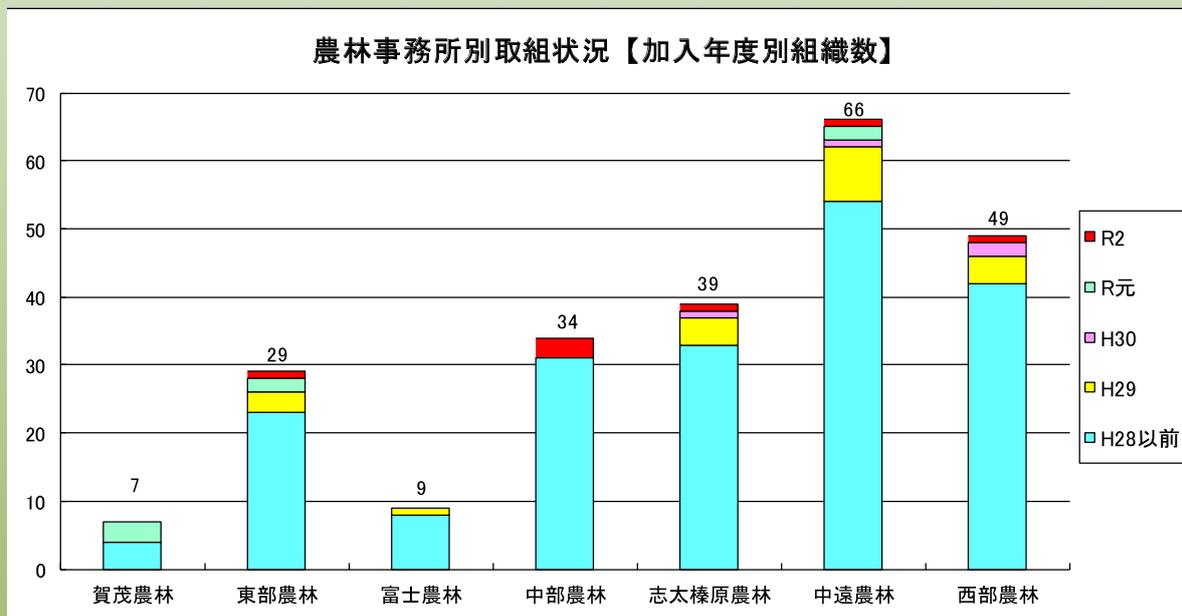
—農用地面積（交付対象面積）—



県計	田(ha)	畑・草地(ha)	計(ha)
令和元年度	6,321	7,898	14,219
令和2年度	6,432	7,902	14,334

多面的機能支払交付金取組状況

—加入年度別組織数—



H28以前	H29	H30	R元	R2	計
195	20	4	7	7	233

**令和元年度 ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）
活動報告書の作成について**

1 目的

この活動報告書は、次のような目的で作成している。

- ・既存の活動組織における広報活動を、協議会として支援し広く情報発信すること。
- ・一部の活動組織においては広報活動が要件となっており、その要件をクリアすること。
- ・他の活動組織の魅力的な活動内容を参考にし、活動の幅を広げていただくこと。
- ・当該交付金の事務が煩雑という意見が多い中、土地改良区等との事務委託の事例を紹介。
- ・土地改良区に対し当該事業を知っていただくとともに、事務委託検討のきっかけづくり。

2 活動報告書の主な内容

- (1) 会長挨拶
- (2) 制度の概要
- (3) 各活動組織の活動報告（232 組織分。1 組織あたり 1/2 ページ）
- (4) トピックス ㊦ 美しい景観形成、㊧ 生態系保全・復元、㊨ 農村文化の伝承、
㊩ 子供達の体験の場、㊪ 農地や人を守る、㊫ 広報活動の充実、
㊬ 事務軽減（土地改良区等との連携）
- (5) 関東農政局長表彰受賞事例 H30：いいな故里は、守ろう原睦み会(富士宮市)
R1：和地地区環境保全対策協議会(浜松市)
- (6) 情報提供（ふじのくに美しく品格のある邑、しずおか棚田・里地くらぶほか）

3 発行部数 1,000 冊

4 配布先 各活動組織、市町、土地改良区、第三者委員会委員、関東農政局、他県ほか



【1,000 部納品】



【表表紙】



【裏表紙】

トピックス その 1 “美しい景観形成”



地域の子供達等の参加し、景観作物を植えることにより、耕作放棄地の解消に寄与し、多くの方が地域を訪れるようになりました。



トピックス その 2 “生態系保全・復元”



地域の方や改良区職員が先生となって、生き物調査を行ったり、多面的機能について伝えることにより、生態系保全の大切さがわかります。



トピックス その 3 “農村文化の伝承”



農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、地域の子供達に残したい&伝えたい文化が多々あります。



トピックス その 4 “子供達の体験の場”



日頃、農業体験をすることながい地域の子供達に土や水に直接触れてもらい、自然の偉大さ・農産物が実ることの尊さを体験してもらいます。



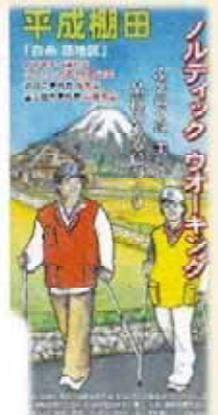
トピックス その 5 “農地や人を守る”



農業用水を地域の防火用水として利用したり、鳥獣害防止や災害復旧で多面的機能支払交付金を有効に活用するなど、防災・減災に役立っています。



トピックス その 6 “広報活動の充実”



広報誌やパンフレットの作成、看板の設置、SNSの活用など、情報発信を行うことにより、地域の理解を深め、交流人口の増加につながります。



ふじのくに楽しく暮らす
情のある邑 白糸の里
shiraitonosato



トピックス その 7 “事務軽減(改良区等との連携)”



監査立会い



総会等への出席



活動写真整理作業



小学生へ多面的機能の説明



長寿命化工事一部直営施工立会い



長寿命化工事完成検査立会い

連携によるメリット

土地改良区

- ・農業者のニーズに合った水管理が求められている
- ・組合員数の減少に伴い施設管理が困難

活動組織

- ・交付金事務を行うための事務作業に苦慮
- ・施設修繕の技術的なサポートが必要

土地改良区

- 地域営農の発展に即応できる水供給
- 基幹的な施設から農地まわりの水路まで安定した管理を裏現
- 支線水路を管理する人手不足の解消
- 事務委託収入が入ってくる
- 地域全体の効率的な施設管理を考えながら、草刈り等を交付金の活動組織と共同で行うことも可能

活動組織

- 土地改良区に事務委託することができたら、書類作成や金銭管理の労力軽減、安心して活動に専念できる
- 施設の診断、設計や発注に当たって技術的助言などのサポートを受けられる
- 取り扱う施設の事業区分が明確(補助金の二重投資防止)
- 土地改良区管理施設の管理作業に協力すれば、それに見合う収入が入ってくる

Win-Winの関係

平成 31 年度静岡県多面的機能支払事務委託その 2

1 業務概要

標記業務は、「ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）」の普及・推進を図るため、次の業務を委託した。

(1) GIS 情報の更新

平成 31 年度（令和元年度）に活動組織が関係市町長から認定された活動計画書を整理し、静岡県土地改良事業団体連合会が管理する「静岡県水土里情報 WebGIS（以下、「水土里 GIS」という。）」上の組織情報を更新。

(2) ホームページの更新

ホームページ上の位置図を更新するほか、各活動組織の活動報告書のデータをホームページに掲載。

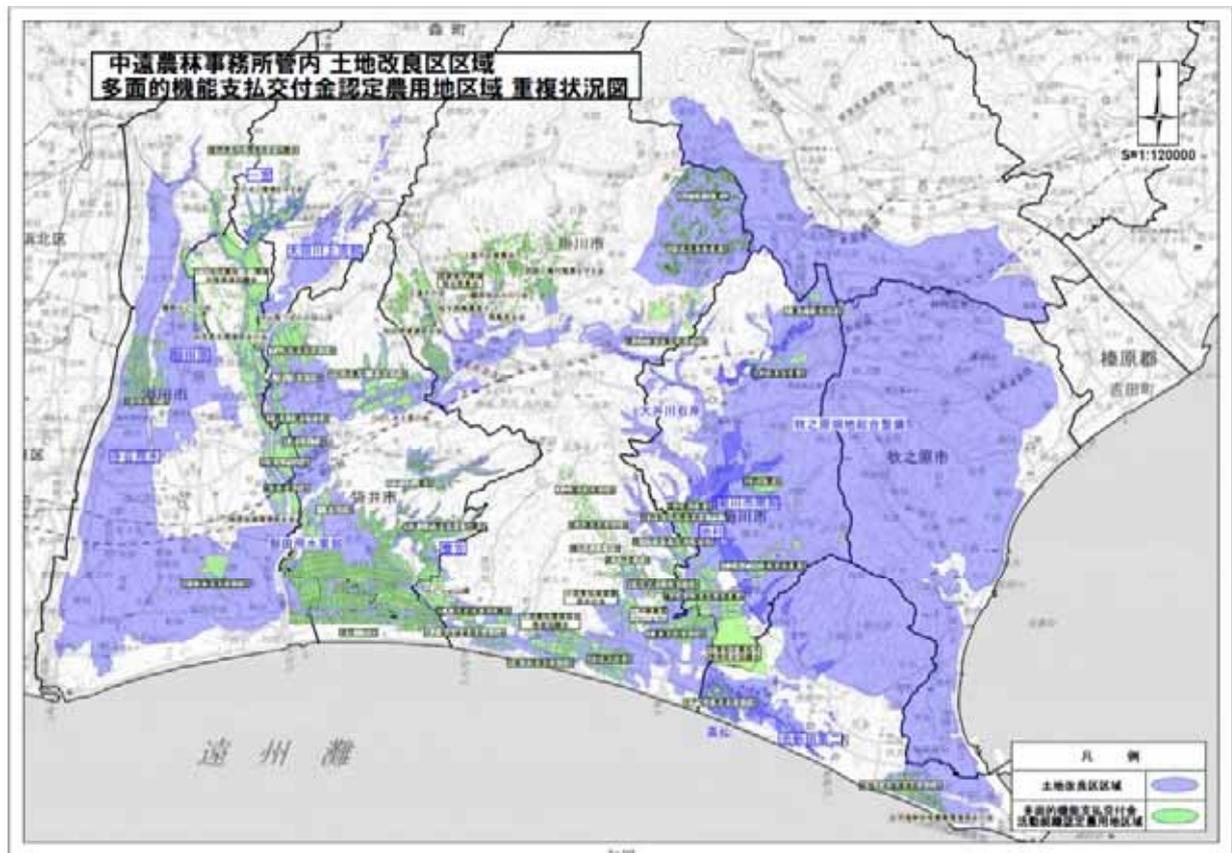
2 委託成果

(1) GIS 情報の更新

活動組織の認定農用地区域と土地改良区区域の重複を確認できる一例を以下に添付する。添付画面は中遠農林事務所管内。緑が当該交付金の区域、青は土地改良区域。

また、事業完了したほ場整備の受益との重複についても、重ね図を印刷可能。

今後、当該交付金の新規エリアの開拓や、面積拡大の参考として使用可能である。



(2) ホームページの更新 (例：下田市)

ホームページに、①県内の活動組織の全体図、②農林事務所ごとの位置図、また各農林事務所のページにて、市町ごとの標記があり、そこから③各活動組織の活動報告書のページが表示されます。



【①県内全域及び各農林事務所】



【②一例：賀茂農林事務所】

下01 吉佐美田中地区保全会(下田市)
 ~大賀茂川流域に広がるのどかな田園風景~

1. 取組面積

水田	0.9 ha
畑	0.1 ha
草地	- ha
合計	1 ha

2. 活動内容

農地維持	令和元年度~
資源向上支払(共同)	-
資源向上支払(長寿命化)	-

3. 主な構成員

農業者

4. 主な取組内容、活動写真



地域の田んぼを守るため、農業者7人で活動組織を立ち上げ



構成員で協力し、大雨で埋まった用水路の清掃作業を実施

○活動組織からのメッセージ○
 将来、高齢化や鳥獣被害により耕作放棄地が増加し、地域の田んぼが無くなってしまわないか？
 という思いで活動組織を立ち上げました。
 現在の取組み面積は少ないですが、この活動が周囲に広まったら良いなと思っています。

【③活動報告書の一例：吉佐美田中地区保全会（下田市）】

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領

(趣旨)

第1 多面的機能支払交付金の実施に当たっては、計画的かつ効果的に推進されるとともに、明確かつ客観的基準の下に透明性を確保することが重要である。このため、静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の適正な執行に当たるものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 事業実行状況の点検
- (2) 対象組織の取組の評価
- (3) 対象組織に対する指導・助言
- (4) その他多面的機能支払交付金による活動に必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の初回の委員会は、静岡県経済産業部農地局長が招集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、静岡県経済産業部農地局農地整備課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月3日付け農整第100号）

この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日付け農整第 233 号）
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 10 日付け農整第 238 号）
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会運営細目

(要領の適用)

第1 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関しては、この細目に定めるところによる。

(委員会の開催)

第2 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領第2の事務の実施に当り、委員長は委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として公開とする。

(委員会の議長)

第3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に意見及び説明を求めることができる。

(資料の公表)

第5 委員会で用いた資料は、原則的に公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、公表しない。

(議事録)

第6 委員長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の概要
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、原則的に公表するものとするが、発言者名等は公表しないものとする。

(その他)

第7 この細目に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細目は、平成19年10月24日から施行する。

附 則 (平成25年3月6日付け農保第238号)

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この運営細目の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成 27 年 7 月 3 日付け農整第 100 号）
この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。

令和元年度多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰表彰式について

1. 概要

関東農政局管内において取り組まれている「多面的機能発揮促進事業」のうち、多面的機能支払に係る取組を対象に優良な活動を表彰し、関係者の意欲の高揚を図るととともに、同事業による各種の取組の推進に資することを目的に、本年度が第2回目となる関東農政局長表彰表彰式が開催される運びとなりました。

1都8県から応募があり、本県が推薦した「和地地区環境保全対策協議会」が、このたび優秀賞を受賞しました。

なお、当初、令和2年2月20日（木）に埼玉県に位置する関東農政局において表彰式が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、今年度に限り、関東農政局の課長及び係長が受賞組織のある浜松市役所に来庁され、以下のとおり表彰式を開催しました。

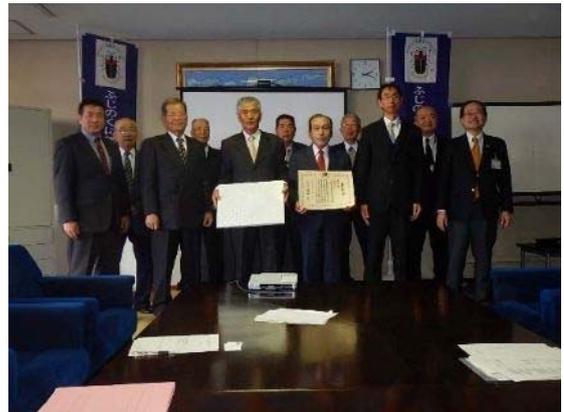
2. 表彰式開催日時 令和2年2月28日（金）14：00～

3. 場所 浜松市役所 801応接室

4. 受賞者 和地地区環境保全対策協議会（和地ふるさと会）



【表彰状授与】



【記念撮影】

なお、令和元年度の受賞者一覧は以下のとおりです。

賞	受賞活動組織	都県及び市町村名
最優秀賞	明和地域広域協定運営委員会	群馬県明和町
最優秀賞	三舟の里保全会	千葉県君津市
最優秀賞	中谷環境保全会	山梨県韮崎市
優秀賞	泉・南部巴川流域守る会	茨城県笠間市
優秀賞	島田町水と緑を守る会	栃木県足利市
優秀賞	布里田中の地域資源を保全する会	埼玉県秩父市
優秀賞	羽用水保全会	東京都羽村市
優秀賞	西山維持保全管理組合	長野県木曾郡木祖村
優秀賞	<u>和地地区環境保全対策協議会</u>	<u>静岡県浜松市</u>



わじ

和地区環境保全対策協議会

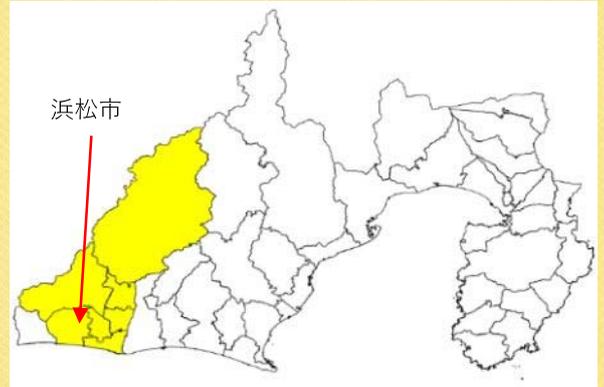
(静岡県 浜松市)



組織の概要

当組織は、浜松市郊外ののどかな農村地帯であったが、近年工業団地の進出等により宅地開発が進み混住化が進行し、農業者の高齢化や担い手不足等により耕作放棄地の増大が懸念されている。

「昔の豊かな自然を取り戻す」を合い言葉に平成19年に設立され、活動を開始した結果、今では地域住民の地元への愛着が芽生え、かつての農村風景を取り戻すだけにとどまらず新たな農村資源を生み出すに至っている。



地域保全活動

- 非農家も含めた地域全体で水路の泥上げや草刈り、遊休農地の管理を実施。また、機械を活用し草刈りの省力化を図っている。



機械を活用した草刈り

遊休農地の草刈り

景観形成及び環境保全活動

- 「花いっぱい運動」として地域内に毎年約5万株の花苗の植栽を実施。また、ビオトープを整備しホタルやアカガエルの保全を実施。



整備したビオトープ

植栽

環境学習

- 育成会と連携した農業体験や小学校での出前授業、高校と連携した環境教育を実施。



農業体験風景

高校生との草刈り作業

都市農村交流

- 企業と連携した遊休農地を活用した収穫体験や地域のシンボルの河津桜をメインにした「河津桜まつり」を開催。



河津桜まつり

収穫体験

多面的機能支払 メールマガジン

「農村ふるさと保全通信」 第 85 号(2020. 4. 13)

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払のメールマガジン「農村ふるさと保全通信」の第 85 号をお届けします。

今回の活動組織紹介では、子供からお年寄りに至るまでワイワイと地域コミュニケーションを大事にした農地保全活動を続ける組織と、地域住民も参加したワークショップや文化伝承活動などを積極的に進める組織について紹介します。

事務局からは、令和 2 年度の多面的機能支払交付金の実施要綱・要領の改正、制度改正のポイント、過去のメルマガ整理のお知らせについて紹介します。

--- 第 85 号の目次 ---

1. 活動組織の紹介

☆ ^{たかやなぎ}高柳 ^{みのり}美野里 会 (静岡県 ^{ふじえだ}藤枝 市) ☆

☆ ^{あといろ}跡 市 環境保全組合 (島根県 ^{こまつ}江津 市) ☆

2. 令和 2 年度多面的機能支払交付金の実施要綱・要領を公開しました!

3. 令和 2 年度 制度を一部見直しました(1)～改正のポイント～

4. 過去のメールマガジン整理に関するお知らせ

(編集後記)

■ 1. 活動組織の活動紹介(1)

～高柳^{たかやなぎ}美野里^{みのり}会(静岡県藤枝^{ふじえだ}市)～ ■

～地区概要～

静岡県中西部にある藤枝市の南東に位置し、人口が増加傾向にある高柳地域を拠点に活動。

活動範囲は、田 11.0ha、畑 0.4ha、開水路 3.3Km。

～主な取組～

- ◎ 本組織は、人口が増加する高柳地域で、農村景観や緑空間の保全が大切という考えのもと、平成 21 年度から本交付金を活用して水路の泥上げや景観形成等に取り組んでおり、今年で 10 年目を迎えました。
- ◎ 地域の景観形成に向けた取組として休耕田をコスモス畑や菜の花畑に活用するとともに、田植えから収穫、餅つき大会までの米づくり農業体験などを子どもたちや地域の人たちと一緒にしています。
- ◎ また、ホタルの飛翔を目指し、平成 22 年度から公園の古池を整備してビオトープを設け、周辺の環境保全やカワナナの放流等に取り組んでいます。近年、ホタルの飛翔数が減少していますが、飛び回るホタルの観察を楽しみにしている小学生や父兄のためにも、本年度ビオトープの再整備に取り掛かりました。
- ◎ これらの活動を通じて、今後も子供からお年寄りに至るまで、ワイワイと地域コミュニケーションを大事にした農地保全活動を続け、「農業」や「農地」「水」の大切さを地域に発信していきます。



水路の泥上げ



コスモス畑



ビオトープの再整備

【高柳美野里会 会長 櫻井 孝夫】

「農福連携（地域・福祉連携型農村協働推進事業）」

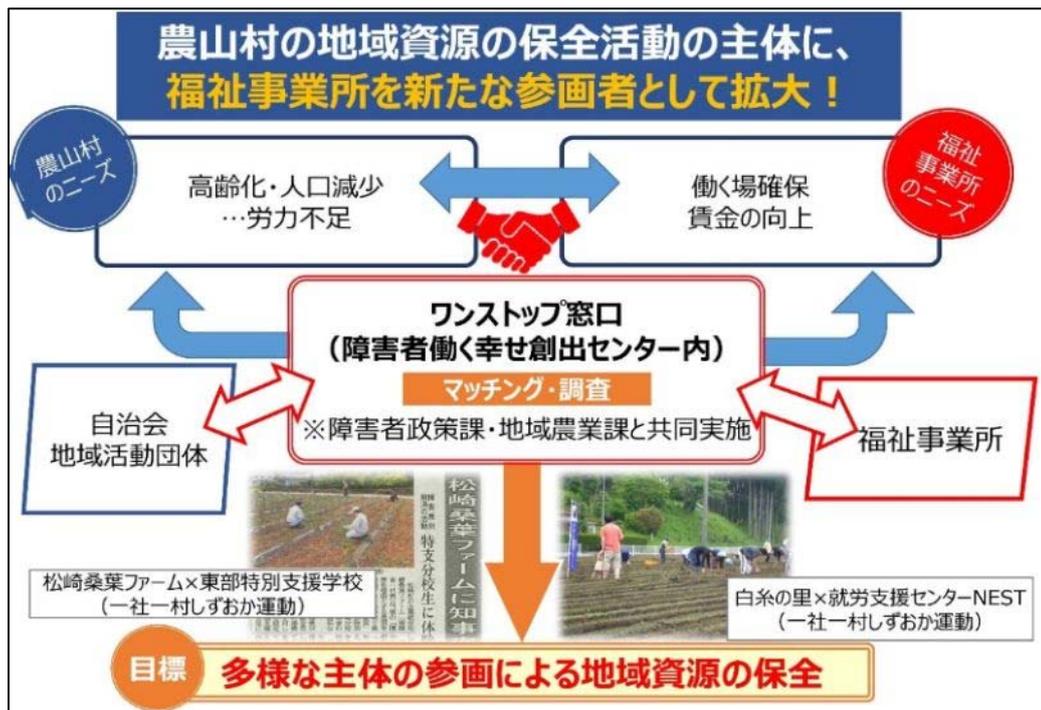
1 概要

農山村地域では、高齢化や人口減少による後継者不足、人手不足が課題となっており、多面的機能支払などの地域活動組織では、農地や道水路の保全などの地域活動に支障が生じることが懸念されている。

また一方で、福祉事業所では、障害者の新たな職場の確保や地域との交流が求められている。

このため、「農業・農村地域の求人」と「福祉事業所の求職」の意向をマッチングした「農福連携（地域・福祉連携型）」を行い、障害者の社会参画の場の提供と、農山村地域の人材不足を解消し、新たな連携による持続可能な農山村づくりを推進する。

2 「農福連携（地域・福祉連携型）」のスキーム



3 想定される福祉事業所との連携活動

(1) 農山村地域の保管理活動

- ・法面や遊休農地の草刈り作業(機械、人力)、水路の土砂上げ作業、農道の砂利補充作業
- ・棚田の田植えや稲刈り、畔塗りなど保全活動

(2) 農業者・営農組織の営農支援作業

- ・野菜、果樹、お茶等の営農支援作業
- ・農作物、加工品等の選別・袋詰め・箱詰め等作業

(3) 農山村地域の地域活動(主に室内)

- ・特産物や加工品の製造補助
- ・直売所の販売補助
- ・活動組織の情報発信(SNS等)事務
- ・チラシやウェブのデザイン

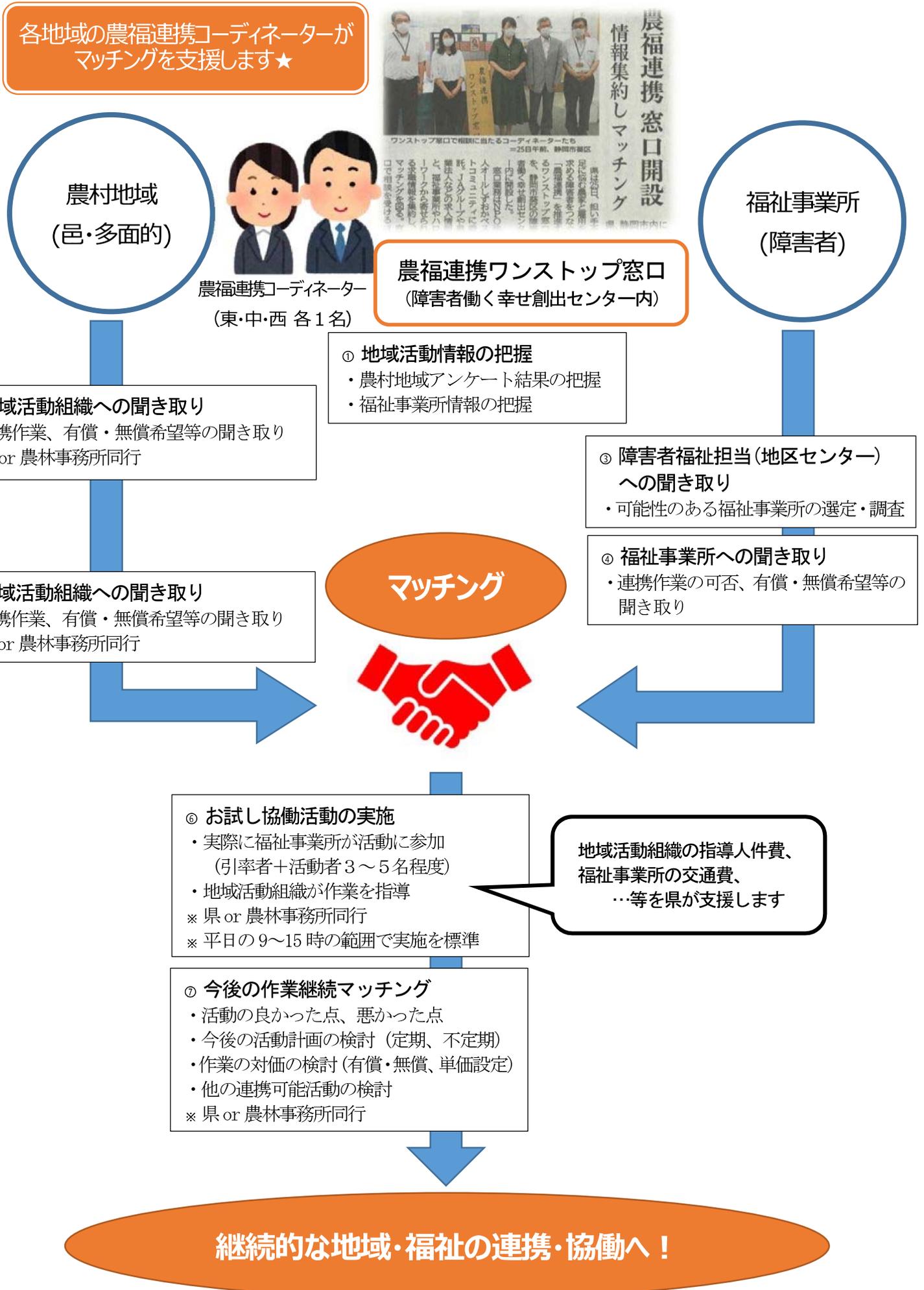
(4) 農山村地域の地域活動(主に室外)

- ・イベント実施の補助
- ・農産物・特産物販売の補助



- ◎ 多面的機能支払交付金を活用した賃金の支払いも可能 (etc: 作業量見合いなど)
- ◎ 施設外活動で、農業体験活動を行なうリフレッシュ活動も促進

4 マッチングのフロー



美農里・美しく品格のある邑 一覧

R2.11.25 時点

市町名	美農里プロジェクト[採択年度] (取り消し線……交付終了地域)	美しく品格のある邑[年度]	美邑・美農里	美農里のみ	美邑のみ	棚田
下田市		下大沢[24]			○	
下田市		加増野[25]			○	
下田市		大賀茂[26]			○	
下田市	吉佐美田中地区保全会[01]			○		
東伊豆町		大川[24]			○	
東伊豆町	稲取入谷荒巻地区保全の会[27]			○		
東伊豆町		奈良本[29]			○	
河津町	上佐ヶ野地区農地・水・環境保全会[20]	上佐ヶ野わくわくの里[24]	○			
河津町		伊豆見高入谷高原[25]			○	
南伊豆町		日野元気な百姓達の里[24]			○	
南伊豆町		伊浜地区[25]			○	
南伊豆町		海の里 吉田村[02]				
南伊豆町	毛倉野水田を守る会[01]			○		
松崎町	那賀良くする会	那賀地区[30]			○	
松崎町	石部棚田・里山を守る会[24]	石部赤根田村百姓の里[24]	○			○
松崎町	鮎川を守る会			○		
西伊豆町	仁科地区美しい田園を守る会[28]	中[24]	○			
西伊豆町	宇久須美農里プロジェクト[01]	宇久須[01]	○			
沼津市	浮島地区環境保全推進会[20](旧:浮島地区農)	浮島[24]	○			
沼津市	柳沢農業愛好会[27]			○		
沼津市	西浦平沢農道会[29]	寿太郎みかんのふるさと西浦[24]	○			
沼津市		戸田[24]			○	○
熱海市		日本一のだいたいの里「多賀」[24]			○	
三島市	佐野環境保全推進会					
三島市	元山中里づくり会					
三島市	安久水と緑の会[24]	中郷地区[29]	○			
三島市	梅名環境保全推進会[27]	中郷地区[29]	○			
三島市	三ツ谷環境保全推進会[26]	三島箱根西麓地区[24]	○			
三島市	笹原環境保全推進会	三島箱根西麓地区[24]			○	
三島市		山田川自然の里[02]			○	
伊東市	池水土里会[19]			○		
伊東市	十足農地と水辺の会[19]	十足[24]	○			
伊東市	宇佐美みかんの里を守る会					
伊東市		富戸吉田[28]			○	
御殿場市	美しい中丸の会[19]			○		
御殿場市	沼田ホテルねっと[19]	沼田ロマンチック街道育成会[25]	○			
御殿場市	西澤水系環境ネットワーク[20]	西澤水系[24]	○			
御殿場市	二子湧水保存会[25]	二子湧水の里[26]	○			
御殿場市	清郷ネット[25]			○		
御殿場市	山之尻圃場ネット[27]			○		
御殿場市	六郎塚水利保全会[27]			○		
御殿場市		せせらぎ中清水[28]				
御殿場市	大堰の農業を考える会[01]			○		
御殿場市	深沢水土里保全会[01]			○		
御殿場市	塚原ほ場ネット[02]			○		
裾野市	深良地区美しい水と緑保全の会[19]	深良地区[29]	○			
裾野市		パノラマ遊花の里[24]			○	
伊豆市	加殿用水を守る会[19]			○		
伊豆市	月ヶ瀬環境保全推進会[19]	伊豆月ヶ瀬梅の里[24]	○			
伊豆市	関野地区農地・水・環境保全向上会[19]			○		
伊豆市	大平農水環境整備委員会[20]			○		
伊豆市	元村美農里会[29]			○		
伊豆市		桂川コシヒカリのふる里[25]			○	
伊豆市		いずのやね茅野[27]			○	○
伊豆市		日本一の水わざびの邑[29]			○	○
伊豆の国市	多田地域資源保全の会	葦山多田[24]			○	
伊豆の国市	奈古谷環境保全の会					
伊豆の国市	大町美農里クラブ					
伊豆の国市		葦山金谷[25]			○	
伊豆の国市		浮橋[26]			○	
函南町	丹那みどりいっぱい運動	丹那[24]			○	
清水町		久米田(くまいでん)[24]			○	
長泉町	ながくほの会[20](旧:長泉町ながくほ地域農)	上長窪地区[24]	○			
小山町	下吉城農地・環境を守る会					
小山町	上野美農里の会[25]	上野美農里の会[29]	○			
小山町	吉久保地域資源保全会[28]	吉久保日吉の里[30]	○			
小山町		所領[24]			○	
小山町		金太郎産湯の里湯船[27]			○	
小山町	上野南部みのり会[28]		○			
小山町	境沢水利環境保全会[29]			○		
富士宮市	いいな故里は、守ろう原睦み会[19]	白糸の里[26]	○			○
富士宮市	縄文の里「おおしか幸区」[19]	柚野の里[24]	○			○
富士宮市	天子ヶ岳の郷保存の会[22]	天子ヶ岳の里[29]	○			
富士宮市	天子ヶ岳の郷保存の会[22](その2)			○		
富士宮市	南条の里農地保全会[23](旧:下条下区農地・)	南条の里[27]	○			
富士宮市	内房里づくりの会	内房の里[28]			○	
富士宮市		五感で癒される湧水の里いのかしら[30]			○	

美農里・美しく品格のある邑 一覧

R2.11.25 時点

市町名	美農里プロジェクト[採択年度] (取り消し線……交付終了地域)	美しく品格のある邑[年度]	美邑・美農里	美農里のみ	美邑のみ	棚田
富士市	富士山のふもとの郷を守る会[19]	富士山のふもとの郷を守る邑[25]	○			
富士市	今神倶楽部[20]			○		
富士市	はるやま21[21]			○		
富士市	岩本山とかりがね堤を守る会[24]	岩本山とかりがね堤を守る邑[24]	○			
富士市	次郎長ネットワーククラブ[29]			○		
富士市		大淵笹葉[01]			○	
静岡市	向敷地里山保全協議会					
静岡市	小坂環境保全協議会[19]	小坂[02]	○			
静岡市	清沢まもり隊[19](旧:清沢地域農地・水・環境)	清沢[24]	○			○
静岡市	伊佐布環境保全協議会			○		
静岡市	俵峰地域保全会[19]			○		○
静岡市	茂畑みどり保全会[19]			○		
静岡市	八木間地域保全会[19]			○		
静岡市	布沢地域資源保全隊[19]	布沢[27]	○			
静岡市	新丹谷地区環境保全隊[19]	原・新丹谷[24]	○			
静岡市	花の吉原緑の会[19]			○		
静岡市	興津東町水士里の会[19]			○		
静岡市	興津清見寺みどりの会			○		
静岡市	尾羽農地保全会[19]			○		
静岡市	原農地保全会[19]	原・新丹谷[24]	○			
静岡市	駒越環境保全会					
静岡市	二本松農地保全会[19]			○		
静岡市	オレンジ・浜石's[19]	浜石岳と八千代の桜[28]	○			
静岡市	東山寺みどりの会					
静岡市	桜野チェリーズ			○		
静岡市	大原の里を守る会[20]			○		
静岡市	矢部農地保全会[20]			○		
静岡市	有東木資源保全隊[20]	有東木[24]	○			
静岡市	蒲原農地保全協議会[20]			○		
静岡市	広瀬農地保全会					
静岡市	松野地区環境保全会					
静岡市	谷津水士里会					
静岡市	杉山里山づくり					
静岡市	お茶の里平山緑を守る会					
静岡市	玉川振興会[20]	玉川[29]	○			
静岡市	油山地域保全会					
静岡市	はばたけ大川[20]	奥藁科・大川[24]	○			
静岡市	梅ヶ谷環境保全会					
静岡市	西里コミュニティーサークル[20]	清水区西里[26]	○			
静岡市	葛沢環境保全会					
静岡市	日本平いちご地区環境保全会[20]			○		
静岡市	村松滝川農地保全会[21]			○		
静岡市	まりこ里山保全会[23]			○		
静岡市	加瀬沢農地を守る会[24]			○		
静岡市	興津井上町グリーン・フレンド・クラブ					
静岡市		大沢地区[25]			○	
静岡市		水見色の里[26]			○	
静岡市		奥長島[26]			○	○
静岡市	平山農地保全の会[26]			○		
静岡市	入山夕野環境保全会[26]			○		
静岡市	興津中本町農地環境保全会[27]			○		
静岡市	梅ヶ谷農地保全会					
静岡市	久能環境保全推進協議会[27]			○		
静岡市	善福寺縁の会					
静岡市	あさはた東農地保全会[27]			○		
静岡市	長田農地保全会[27]			○		
静岡市	山原農地保全会					
静岡市	飯間農地保全会[28]			○		
静岡市	大代ティーパラダイス[02]			○		
静岡市	三保・折戸地区営農振興会[02]			○		
静岡市	野田平美農里会[02]			○		
静岡市		大代[27]			○	
静岡市		梅ヶ島[01]			○	
静岡市		小瀬戸[01]			○	

美農里・美しく品格のある邑 一覧

R2.11.25 時点

市町名	美農里プロジェクト[採択年度] (取り消し線……交付終了地域)	美しく品格のある邑[年度]	美邑・美農里	美農里のみ	美邑のみ	棚田
島田市	東町水環境委員会[19]			○		
島田市	抜里エコポリス[19]	抜里[27]	○			
島田市	葛籬の環境を保全する会[19]			○		
島田市	神座鶴網環境美化の会[20]	神座鶴網[24]	○			
島田市	大草の里を守る自然に優しい会「グラン・グラス20」[20]			○		
島田市	湯日美里会[21](旧:湯日美里会農地・水・環境)	湯日[26]	○			
島田市	菊神・里山の会					
島田市	越地 環境保全の会[22]	越地[25]	○			
島田市	野守 保全の会					
島田市	紅葉石ふる里の会			○		
島田市	尾川・緑の里山保全活動の会					
島田市	東光寺の郷を愛てる会[27]			○		
島田市	アグリ上野田[28]			○		
島田市	金谷広域協定運営委員会[28]	間の宿 菊川[28]	○			
島田市	おおか美土里の会[28]			○		
島田市	初倉牧之原広域協定[29]			○		
島田市		ささま[27]			○	
焼津市	和田地域資源保全組合[19]			○		
焼津市	西島地域環境保全活動組織	西島[25]			○	
焼津市	中の島地域環境保全活動組織[19]	中の島[24]	○			
焼津市	下の島水土里の会[19]			○		
焼津市	保福島・農地資源活用会[28]			○		
焼津市	方ノ上美農里[29]	方ノ上[30]	○			
焼津市	本中根美農里会[30]			○		
藤枝市	本郷ふる郷普請の会[19]			○		
藤枝市	葉梨山水会	葉梨山水会[27]			○	
藤枝市	殿ふるさと会[20]	殿[24]	○			
藤枝市	高柳美野里会[21]					
藤枝市	玉取里山プロジェクト[22]			○		
藤枝市	助宗・美土里の会[23]			○		
藤枝市	岡部本郷みのり会[25]	本郷[26]	○			
藤枝市		岡部本郷[27]			○	
藤枝市	内谷地区					
藤枝市	小園美農里会[27]			○		
藤枝市	リバーネット樺の木[28]			○		
藤枝市	大新島四季の里クラブ[28]			○		
牧之原市	勝間上環境保全組合[19]					
牧之原市	菅山原27会[19]	菅山原[24]	○			
牧之原市	勝間下水主里を守る会					
牧之原市	坂部みどりネットワーク[24]	坂部[27]	○			
牧之原市	松本みのり会[25]			○		
牧之原市	東萩間みどりの会[25]			○		
牧之原市	蛭ヶ谷みのり会[26]	蛭ヶ谷[28]	○			
牧之原市	中みのり会[27]			○		
牧之原市	グリーンネット牧之原[29]			○		
牧之原市	平城グリーン活動組織【02】			○		
吉田町	片岡西 中生会 農業支援部[29]	吉田たんぼ[24]	○			
川根本町	地名やらざあ会[28]	地名[26]	○			
川根本町	久野脇水と緑の会					
川根本町	徳山水主里の会	徳山[24]			○	
川根本町	久保尾緑と水の会					
川根本町	瀬平けっこにせっ会[20]	けっこい瀬平[27]	○			
川根本町		池の谷・閑蔵[25]			○	
川根本町		縁結びの村くのわき[29]			○	
磐田市	豊岡東地区環境保全協議会[20]	敷地村[24]	○			
磐田市	向笠里水環境保全の会[20]	とんぼの里岩井[25]	○			
磐田市	新貝環境の会[20]			○		
磐田市	田原みどりの会[20]	田原[26]	○			
磐田市	稗原地域環境保全会[20]			○		
磐田市	岩田故郷の会[24]	岩田【01】	○			
磐田市	浅羽一方石[25]	とうもんの里[24]	○			
磐田市	豊浜地区					
磐田市	前野・草崎地区					
磐田市	藤野みどり会[29]			○		
磐田市	中大原環境保全の会【01】			○		

美農里・美しく品格のある邑 一覧

R2.11.25 時点

市町名	美農里プロジェクト[採択年度] (取り消し線……交付終了地域)	美しく品格のある邑[年度]	美邑・美農里	美農里のみ	美邑のみ	棚田
掛川市	みどりネット東山[28]	茶文字の里東山[24]	○			
掛川市	千浜北資源保全の会					
掛川市	東山口造成農地保全の会[19]	東山口・西山口[26]	○			
掛川市	倉真地区まちづくり委員会河川環境研究部[19]	報徳・温泉・農業の里倉真[29]	○			
掛川市	中新井環境保全の会[20]	とうもんの里[24]	○			
掛川市	大坂東地域資源保全の会[20]	そよかぜ広場[28]	○			
掛川市	掛川市佐東地域広域協定(佐東地域農地・水・環境保全組織)[20]			○		
掛川市	みどりnet山崎[20]	とうもんの里[24]	○			
掛川市	大淵農地環境保全推進協議会[20]	とうもんの里[24]	○			
掛川市	中地域緑化を進める会[20]			○		
掛川市	原谷農地・水・環境保全の会					
掛川市	原田地区環境を守る会[20]			○		
掛川市	沖之須地域資源保全の会[21]	とうもんの里[24]	○			
掛川市	遊家家代環境保全委員会[21]			○		
掛川市	美農里ネット初馬[21]			○		
掛川市	落合環境保全の会[21]			○		
掛川市	三井美農里プロジェクト[22]			○		
掛川市	高天神里の会[22]	高天神の里[25]	○			
掛川市	西大淵景観推進協議会[23]	とうもんの里[24]	○			
掛川市	大麓里山の会[26]			○		
掛川市	西郷の農村風景を守る会[26]			○		
掛川市	大東農地保全の会[26]			○		
掛川市	本郷西保全会	とうもんの里[24]	○			
掛川市	上垂木区宮農会[28]			○		
掛川市	和田岡資源保全会[28]			○		
掛川市	日坂美野里委員会[28]	深蒸し茶と東海道宿場の里 日坂[01] 掛川天守をのぞむ里[27]	○		○	
掛川市	入山瀬矢矧里の会[29]			○		
掛川市	西山地域保全会[29]			○		
掛川市	正道水の会[29]			○		
掛川市	浜野美農里会[29]			○		
掛川市	嶺向水と土の会[29]			○		
掛川市	桜木西美農里ネット[29]			○		
掛川市	鯛原地区みりのり会[30]			○		
掛川市	飛鳥保全会[01]			○		
袋井市	三川地区農地・水・環境対策推進協議会[19]	源氏とひまわりの里[24]	○			
袋井市	いまい保全の会[19]	いまい保全の会[29]	○			
袋井市	笠原三沢環境保全協議会[19]			○		
袋井市	グリーンネット笠原					
袋井市	宇川三澤水と緑の会[19]			○		
袋井市	西ヶ崎地盤会					
袋井市	東浅羽西部地区農地・水・環境対策推進協議会					
袋井市	木原なわて会[20]			○		
袋井市	土橋水と緑を守る会[20]			○		
袋井市	田原環境保全の会					
袋井市	ひがし水土里の会[20]			○		
袋井市	沖山梨つぼみの田んぼ[20]			○		
袋井市	下山梨環境保全の会[20]			○		
袋井市	一本松の会[20](とうもんの里)	とうもんの里[24]	○			
袋井市	一本松の会[20](諸井里山の会)	諸井里山の会[26]	○			
袋井市	前川清流の会					
袋井市	中村保全の会			○		
袋井市	夫野緑と環境を守る会					
袋井市	アグアネット梅山					
袋井市	春岡保全の会					
袋井市	大日ぼたるの里環境保全会[20]			○		
袋井市	中新田ライオン橋倶楽部					
袋井市	馬ヶ谷緑化の会					
袋井市	富里環境保全の会					
袋井市	浅羽一万石[25]	とうもんの里[24]	○			
袋井市	村松西農地・水保全の会[25]			○		
袋井市	アグリティ豊笠[26]			○		
御前崎市		カシ祭りの里 新野[24]			○	
御前崎市	合戸地区資源保全の会[19]			○		
御前崎市	岩地地域環境保全会					
御前崎市	新神子地域環境保全の会[25]			○		
御前崎市		朝比奈[25]			○	
御前崎市	白羽海岸砂地農業環境保全の会[28]			○		
菊川市	上倉沢千榎保存会[19]	千榎(せんがま)の棚田[24]	○			○
菊川市	嶺田地区環境推進委員会[19]	嶺田用水の里[26]	○			
菊川市	稲荷部自然環境保全クラブ[19]	こがね色の里[30]	○			
菊川市	田野社夢会[20]			○		
菊川市	中内田美農里を守る会					
菊川市	河東地区農地水環境保全協議会[21]			○		
菊川市	友田茶文字の里の会					
菊川市	吉沢環境委員会[21]			○		
菊川市	西平尾自然環境保全クラブ					
菊川市	高田美の里会[25]			○		
菊川市	川上みどりの里推進委員会[29]			○		
菊川市	たなぐさ農地保全みらいの会[02]			○		

美農里・美しく品格のある邑 一覧

R2.11.25 時点

市町名	美農里プロジェクト[採択年度] (取り消し線……交付終了地域)	美しく品格のある邑[年度]	美邑・美農里	美農里のみ	美邑のみ	棚田
森町	一宮の水と環境を守る会[20]	一宮の里[26]	○			
森町		森町南部[24]			○	
森町		天方[25]			○	
森町		歴史と自然が奏でる里山 三倉[02]			○	
浜松市	水と緑北都の会[19]	都田地区[26]	○			
浜松市	内野上タリ〜ンクラブ					
浜松市	正楽寺[19]			○		
浜松市	大谷農村保全組合[19]			○		
浜松市	けっこい中郡[19]	中郡地区[25]	○			
浜松市	美里会			○		
浜松市	恩地町環境みどり会[19]	いきいき共生！恩地町環境みどり会[24]	○			
浜松市	和地地区環境保全対策協議会[19]	和地ふるさと会[24]	○			
浜松市	庄内地区環境保全対策協議会[19]			○		
浜松市	花川町自治会第3部環境美化隊			○		
浜松市	三ヶ日南部地区農地・水・環境保全管理協定[19]	三ヶ日みかんの里[24]	○			
浜松市	三ヶ日東部地区農地・水・環境保全管理協定[19]	三ヶ日みかんの里[24]	○			
浜松市	三ヶ日中部地区農地・水・環境保全管理協定[19]	三ヶ日みかんの里[24]	○			
浜松市	三ヶ日北部地区農地・水・環境保全管理協定[19]	三ヶ日みかんの里[24]	○			
浜松市	野尻地域農村環境保全会[19]			○		
浜松市	居寄地域環境保全会					
浜松市	中川地域環境推進会[20]	銅鑠と水田のふるさと中川[24]	○			
浜松市	下阿多吉みのり会			○		
浜松市	村檜地区環境保全対策協議会[21]	村檜地区[25]	○			
浜松市	中ノ町環境保全会[21]	中ノ町地区[25]	○			
浜松市	大塚愛郷会[21]	大塚地区[25]	○			
浜松市	都田里山の会[22]	都田地区[26]	○			
浜松市	狩宿緑の会[23]			○		
浜松市	伊佐見地域農地・水・環境保全管理協定[24]			○		
浜松市	神久呂地区農地・水・環境保全管理協定[24]			○		
浜松市	下善本村地区環境保全協議会[24]			○		
浜松市	東原環境保全[24](旧:新原東原地区環境保全)			○		
浜松市	都田北部風車の会[24]	都田地区[26]	○			
浜松市	美農里大栗安棚田倶楽部[24]	夢未来くんま[24]	○			○
浜松市	浜松市北区引佐町久留女末集落	久留女木の棚田〜竜宮小僧伝説の邑〜[27]	○			○
浜松市		大好き！渋川[24]			○	
浜松市	西四村ふるさとの会[25]	〜竜ヶ石山〜西四村の里[26]	○			○
浜松市		そばの里づくり 佐久間[26]			○	
浜松市		いっぶく如横川[26]			○	
浜松市	大瀬西みどり・環境保全の会[26]			○		
浜松市	西南部地域資源保全会[26]			○		
浜松市	篠原地区農地環境整備委員会[26]	潮騒響くたまねぎの里 篠原[02]	○			
浜松市	雄踏地区環境保全会[26]	らびりんすゆうとう[27]	○			
浜松市	倉松農地保全会[27]			○		
浜松市	尾野農地保全会(旧:尾野15-2農地保全会)[27]			○		
浜松市	簗玉水利組合UH農地保全会[27]			○		
浜松市	五島環境保全会[28]			○		
浜松市	なかまっこ[29]			○		
浜松市	伊目保全会[29]			○		
浜松市	三新・河輪下地域環境保全会[02]			○		
浜松市		美竹林と極旨野菜の里[28]			○	
浜松市		ほっと龍山[27]			○	○
浜松市		ひずるしい鎮玉[27]			○	
浜松市		はるの山の榮校[27]			○	
浜松市		水窪地区[28]			○	
浜松市		花桃の里[30]			○	
湖西市	新所水とみどりのプロジェクト[19]	神所水とみどりのプロジェクト[24]	○			
湖西市	神座里山多夢の会[19]	神座里山多夢の会[29]	○			
湖西市	内浦耕作組合[26]			○		
湖西市	大代地域資源保全会[26]			○		
湖西市	汐口耕作組合[27]			○		
湖西市	小俣耕作組合[27]			○		
湖西市	吉美総合耕作組合[27]			○		
湖西市	西大谷耕作組合[27]			○		
湖西市	山口保全組合[27]	佐吉の里・山口[30]	○			
湖西市	粳の会[29]			○		
湖西市	入出総バ保全組合[29]			○		
湖西市	前向会[30]	前向会[01]	○			
湖西市	蜷川地耕作保全団体[30]			○		
計	233組織	141邑	106	145	58	14

令和2年度



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金のあらし



令和2年5月

農林水産省

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P4)

【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (P4)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動

【活動例】



植栽活動



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P6)

【活動例】



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新

3) 組織の広域化・体制強化 (P7)

多面的機能支払交付金

2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織*のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

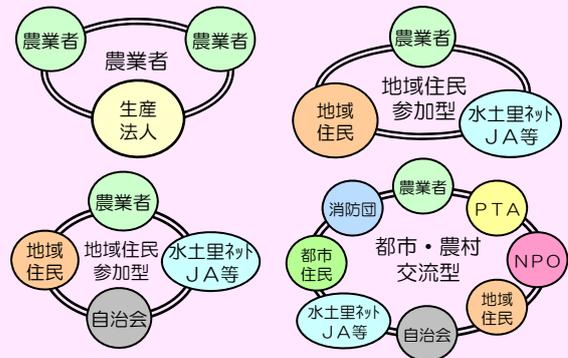
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

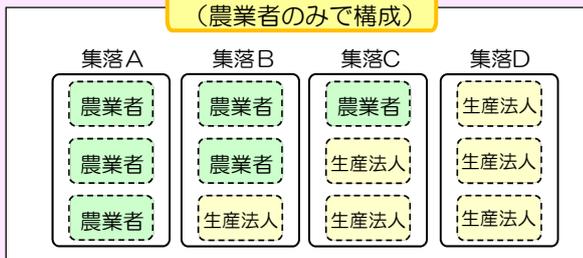
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

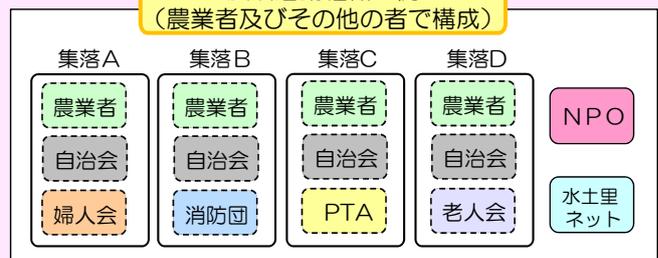
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 4~16万円/年・組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修(例)



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと
機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

令和2年度改正

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の**実践**

地域資源保安全管理
構想※2の**策定**

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

資源向上支払交付金（共同）

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>	 <p>農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
--	--	---	---	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水質調査</p>	 <p>グリーンベルトの設置</p>	 <p>植栽活動</p>
---	--	---	---	--

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施※¹します。

なお、平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施※²します。

<p>a：遊休農地の有効活用</p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：農地周りの環境改善活動の強化</p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工</p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化</p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</p>	
<p>i：広報活動</p>	

令和2年度改正

※1 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

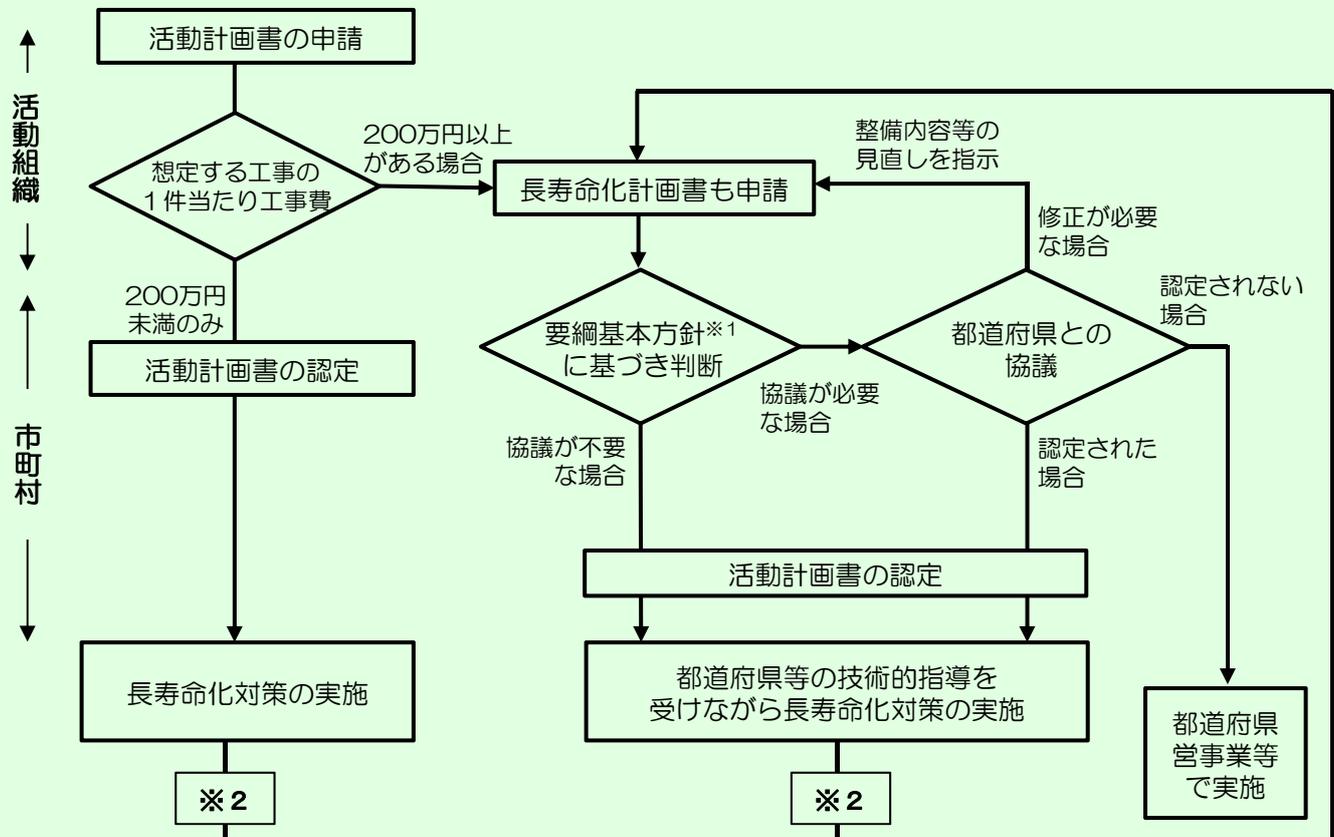
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4、5、6)	①、②及び③に取り組 む場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5、6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

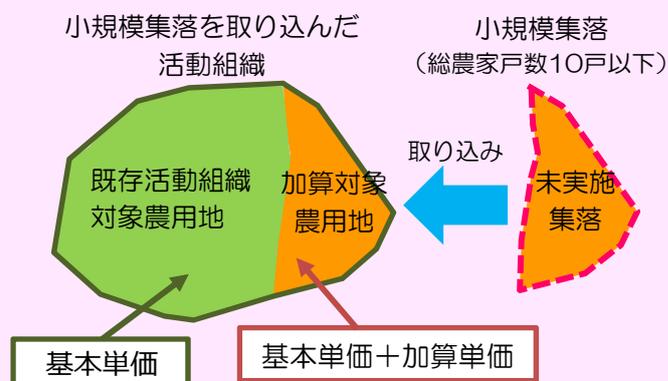
※9：畑には樹園地を含みます。

加算措置 小規模集落支援

既存活動組織※1が小規模集落※2を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。 ※3

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



なお、1小規模集落あたりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

- ※1：平成30年度までに事業計画の認定（変更や再認定も含む）を受けた活動組織のみが支援対象です。
- ※2：小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払（旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む）に取り組んだことがない農業集落です。
- ※3：加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の当該活動期間の終了年度までです。

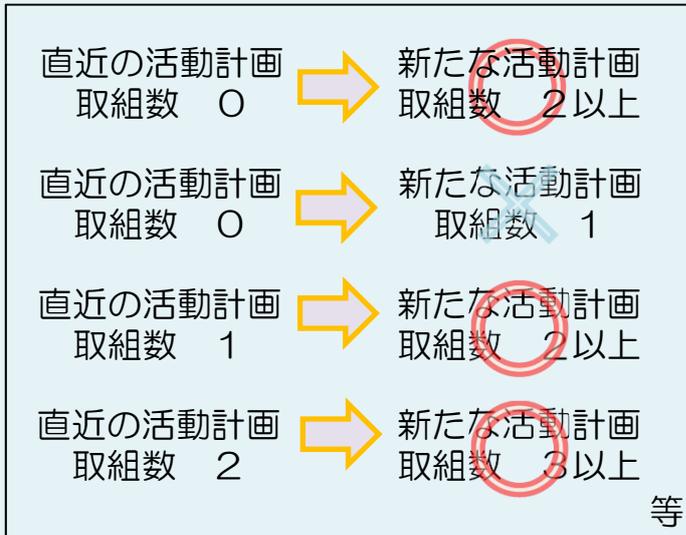
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P5）に取り組んでいる活動組織が、新たに取り組を選択し、1取組以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。



加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、**農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合**、①に更に単価の加算を行います。

＜条件＞ **※全て満たす場合**

①に更に加算する単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数※¹の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は**6割※²**）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

令和2年度改正

※¹ 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。

※² 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織（P3）の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間（当該活動期間中）**にわたって継続的に支援することとします。

都府県	北海道	交付額 （年・組織）	総額 （5年間）
3集落以上または50ha以上200ha未満	3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

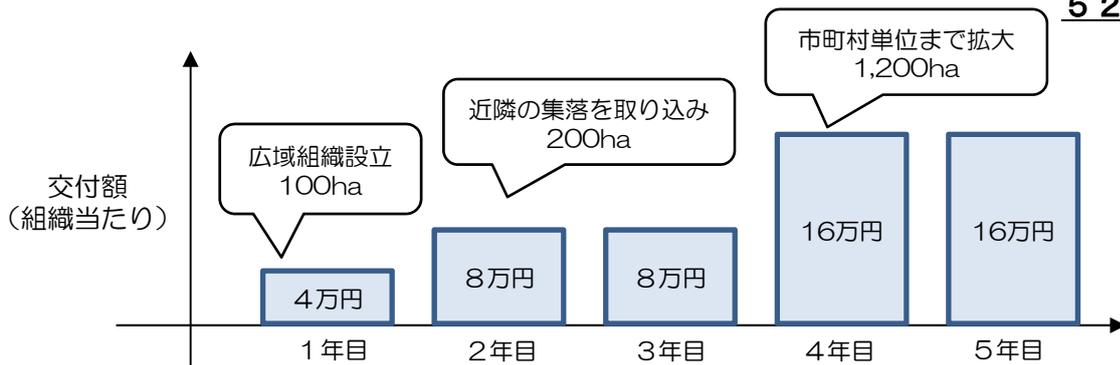
※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計 **52万円/組織**



6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織	広域活動組織
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 活動計画書 ・ 活動組織規約 ・ 工事に係る確認書（※1） ・ 長寿命化整備計画書（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域協定書 ・ 事業計画書 ・ 活動計画書 ・ 運営委員会規則 ・ 工事に係る確認書（※1） ・ 長寿命化整備計画書（※2）

（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、**持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要**となりますのでご注意ください。

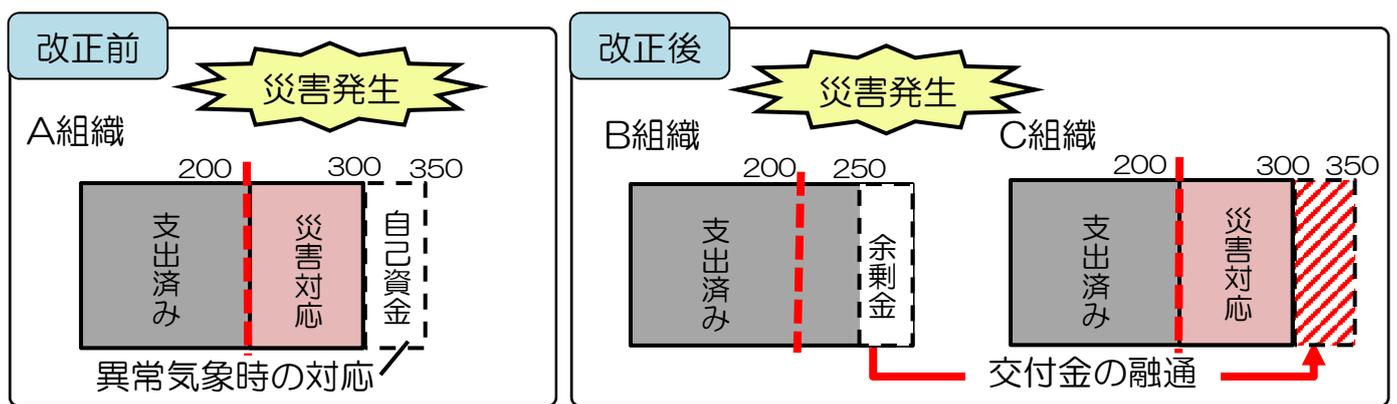
令和2年度改正

③ 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

令和2年度改正

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

令和2年度改正

(Q3) 活動組織の研修で、機械の安全な使用に係る研修が必須になった理由を教えてください。

(A) 活動組織が行う、草刈り等の実践活動については、これまでも安全のしおり等で、注意点などを周知してきたところです。一方で、草刈り機や重機等の不適切な使用が原因で構成員の死亡やケガなどが多発しているところであり、こういった状況を踏まえ、機械の安全な使用に係る研修についても必須としました。

(Q4) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q5) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

多面的機能支払交付金 × SDGs

エスディージーズ

多面的機能支払交付金の活動は、農業・農村の維持・発展を通じて、SDGsの実現に貢献しています。



農地周りの草刈り



生物の生息状況の把握

SDGsの目標にどんな活動が関わっているか考えてみましょう！

SDGsとは？

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた持続可能な世界を実現するための17の目標から構成。



農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1~2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスからご登録ください。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

